

第4回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会

出席者一覧

<委員>

植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営研究室）

※委員長

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）
野村裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士
品川尚子 那須法律事務所 弁護士
河合智 岐阜県郡上市 農林水産部次長兼林務課長 【欠席】
片山健二 石川県かが森林組合 専務理事

次第

1. 出席者紹介

2. 当面の議題について（第3回からの継続審議）

3. 特例措置活用のケーススタディ（若桜町、綾部市）

<臨時出席>

大石幸司 鳥取県若桜町農林建設課 室長
山口弘之 京都府綾部市林政課 担当長
伊賀原司 同課主任

<林野庁>

箕輪富男 森林利用課 課長
川村竜哉 森林集積推進室 室長
中山昌弘 森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）

<事務局>

(公財)日本生態系協会 松浦、亀田、小川

当面の議題 第4回ver.

令和3年6月
林野庁

※令和3年1月18日付の第3回委員会から修正した箇所には下線を引いております。

第2回検討委員会のポイント ~議論の進め方~

森林経営管理法の特例措置を活用していくにあたり、

- ① 所有者不明であることを特別扱いするというものではなく（所有者が確知されている森林から特段の差異を設けるものではなく）、
 - ② **経営管理権集積計画を定めることが必要か**という観点に立ち、
 - ③ 各々の森林の状態に応じた**最適な経営管理**を行う
- という方向で議論する

そのため、

- ① 切捨て間伐が想定されるような森林管理を前提として議論をしていくものではなく、
- ② 搬出間伐による木材生産も含め、林業経営も議論の射程とし、市町村に**バランスのよい判断の視点**を提供する

市町村に活用してもらえるガイドラインとなるよう各論を深めていくとともに、

- ① 議論が煮詰まらないところを**Q&A集**としてとりまとめることや、
- ② **具体的な事例**を紹介するということも考える



「対象とすべき森林」の判断材料（各論①～③）

- 通常も特例措置の場合も変わらず「健全な森林に育成する」という方向性の下で議論する
 - 対象となり得る森林が広範に及ぶ一方で、「何を優先すべきか」を整理した上で、
 - 「優先して経営管理すべき森林」として具体的な指標を置きたい
 - その際、市町村が判断しやすく、また、対外的にも説明しやすい指標とは何かを考える
- 1.～3.をもとに、市町村が「ここなら使える」と判断できる材料をしたい

「経営管理の方向性」の判断材料（各論③～⑤）

- 各々の森林に応じた「経営管理を柔軟に選択していく」という方向性の下で議論する
 - 市町村の裁量で選択していく上で、「合理的な（合理的ではない）判断とは何か」を整理した上で、
 - 合理的な判断であると裏付ける具体的な指標を置きたい
 - さらに、合理的でないとされる場合の具体事例を整理したい
- 1.～3.をもとに、市町村が「安心して使える」と判断できる材料をしたい



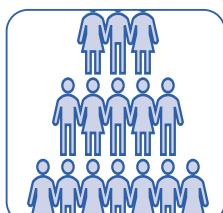
第3回検討委員会のポイント～整理が進んだ事項～

対象とすべき森林をどのように把握するか（各論①関連）



- まずは手元にある既存の資料や簡易に取得できる現地情報（写真撮影）などから、経営管理を行う必要性を把握すればいいのではないか
- ただし、少なくとも森林整備を実施するまでは、現地調査をし、対外的に説明できる資料を用意しておくべきではないか
- 特例措置を講じるにあたり、特別な数値指標を整備する必要はなく、通常の経営管理を行う場合と同様の判断でよいのではないか

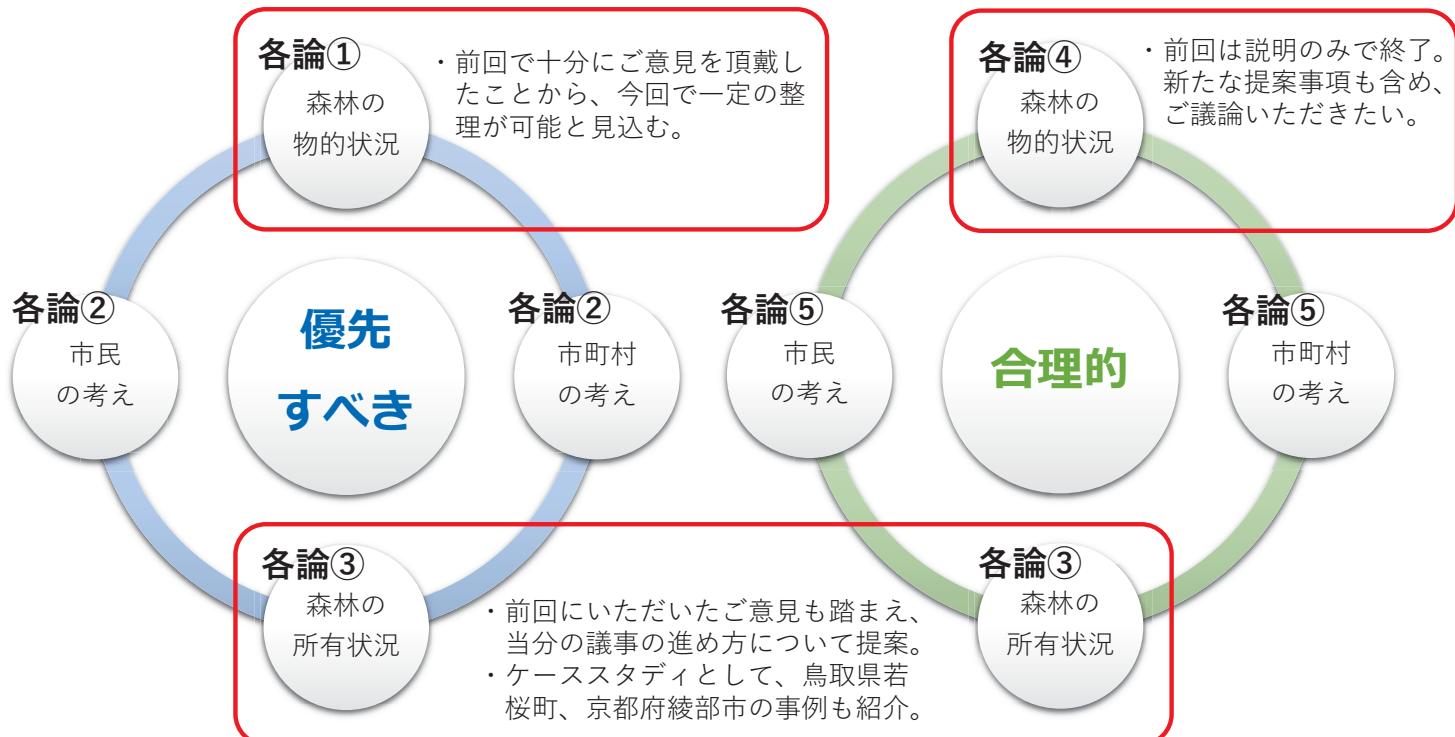
不明とされる所有者の割合はどの程度留意するか (各論③関連)



- 持分の過半数に相当する所有者が判明しており、その者が同意しているという状況下であれば、柔軟に活用していくこととしてよいのではないか
- ただし、経営管理の方法や目的について、どのようなことに留意していくべきかは、持分の過半が判明している・していないという形式的なものではなく、個別の具体事例に沿いながら議論していくべきものではないか（持分の過半数が判明していない場合でも、活用していくけるよう事例を整理していくといいのではないか）



第4回検討委員会でご議論いただきたい事項



➡ 前回に引き続き、「森林の物的状況」と「森林の所有状況」について議論し、対象とする森林（いわゆる“物”的観点）について一定の意見の整理を図りたい。その上で、第5回に、市町村や市民（いわゆる“人”的観点）の議論をしていきたい。



各論① 「対象とすべき森林」～森林の物的状況から～



- まずは、施業履歴の確認や簡易な現地調査（写真撮影等）により、経営管理の必要性を判断。
- 森林整備の必要性を対外的に説明できるよう、詳細な現地調査（立木の計測等）も行うものとするが、その時期や程度は市町村が柔軟に選択。
- 各種資料から把握できる情報を用い、調査を簡素化することも可能だが、一定のデータは必要。

過密状態	目視的指標	地形的要因	法指定等
<p>■樹冠長率 $(2) \div (1)$ ・40%以下を目安とする</p> <p>■形状比 $(1) \div (3)$ ・80以上を目安とする</p> <p>■立木密度 ・施業履歴、施業体系図、収穫予想表等から林齢毎の成立本数の妥当性を評価する</p> <p>■留意事項 ・特例措置に限定した特別な数値指標を置く必要はなく、地域で一般的に用いられている指標で対応してよい</p>	<p>■下層植生 ・有り・無しなど、定性的な情報でも構わないでの、写真撮影等により説明材料を充実させる</p> <p>■地表 ・落葉落枝（A0）層の流出、細根の露出を一つの目安とする</p> <p>Step 1 まずは目視情報を収集するだけでもよい（詳細な調査は後からでも可）</p> 	<p>■傾斜 ・災害防止を目的とする場合は、30~35度以上を整備が必要な目安の一つとし、地域の災害発生状況等から地域毎に目安を置くことでどうか</p> <p>■地形・地質 ・地形や地質の把握は、微地形表現図や地質図といった文献調査だけとしてはどうか（地形や地質について、現地調査を求めるることは過重ではないか）</p> <p>・防災目的で特例措置を活用する場合は、地形や地質で優先順位を付けることも考えてはどうか（その場合、どのような地形・地質要素を考慮に加えるとよいか）</p>	<p>・山地災害危険地区や保安林等の法制限の状況を踏まえ、対象森林の優先順位を考えることも一つの選択肢であり、都道府県の治山事業の計画と調整して対応する（都道府県において整備する計画がなければ、市町村としても積極的に対応するなど）</p>
<p>Step 2</p> <p>追加検討</p> <p>・樹種や林齢はもちろんのこと、地域によって森林の具体的な状況は異なるものであり、どのような数値指標に基づいて判断するかは、地域に委ねる（都道府県の研究機関等が普及する知見に基づいて対応する等）としてよいか。</p>			<p>・市町村森林整備計画において、地形的要因や法指定の状況を踏まえたゾーニングを実施しておけば、特例措置を講じるにあたり、改めて把握し直す手間が省け、対外的にも説明しやすい材料になると考えるが、市町村にどの程度の水準を求めるかを目標とするか。</p>





- 土砂災害や水害から住民、生活基盤を保全することを第一の検討事項となり得るが、市町村の方針、地域のニーズに応じて産業や地域振興の観点で活用することも柔軟に判断し得る
- 水源の貯留や快適環境の形成など、所有者不明森林に限らず、周囲一帯の森林として機能が発揮されるものについても、積極的に対応することとする
- そのような中、以下に掲げる考慮事項などから、優先順位を付ける方法はあるか

局所的課題 (土砂災害の防止等)

■災害の規模

- ・災害のおそれがあるのであれば、その規模に関わらず対応することとする

■被害の種類

- ・人命への危機、住家の倒壊、インフラの寸断、田畠への土砂流入など、被害の種類で優先順位を付けることは可能か

追加検討

- ・災害発生の蓋然性に関わらず関与することを前提としつつも、市町村はどの程度のアンテナで「災害が起こるかもしれない」と認識すべきか
- ・例えば、森林の物的状況から優先順位を付けつつ対応することで差し支えないと言えるか

広域的課題 (水源の貯留、洪水防止等)

- ・所有者不明森林単体によって機能発揮に直ちに影響がない広域的な課題に対してでも、積極的に関与することも可能とする
- ・局所的課題が常に優先され、広域的課題が常に劣後するというのではなく、市町村の考えに応じて対応すればよいとする

産業振興等

- ・一義的な目的を林業振興とすることも可能であることを前提とする
- ・森林管理の適正化を第一義と説明できることを前提に、法の目的外である産業振興や地域振興に対応することも、市町村全体の行政運営の裁量として行い得る
- ・周囲との一体的な施業の実施のために留まるのか
- ・所有者不明森林自身における木材生産もあり得るのか
- ・産業振興の観点から活用できるとしても、公益目的と比べ、順位を下げると整理すべきか

共有者・地域住民

- ・明確な意思をもつ一部の共有者がいることをもって優先順位を上げるという判断を可能とする
- ・地域から手入れしてほしいと要望を受けていることを踏まえ、優先順位を上げるという判断も可能とする

市町村の方針

- ・市町村森林整備計画等に定める方針などに従い、優先順位を検討することとした上で、その主旨から逸脱するものでない限りは、市町村の事務量（労力）や費用を検討事項に加えることは可能であるとしたい

6

各論③ 「対象とすべき森林」・「経営管理の方向性」～森林の所有状況から～



- 持分の過半の所有者が分かり、同意しているときは柔軟に活用できる
- 持分の過半の所有者が分からぬときや、所有者全員が分からぬときについても、目的をより丁寧に説明することで、柔軟に活用できる
- 本項は抽象的な整理にならざるを得ないため、ケーススタディを重ねつつ、事例集やQ&A方式で論点となるところを整理することとしてはどうか

過半が判明し、同意

- ・特例を適用する森林、取り得る経営管理の内容を柔軟に選択できるとする

全員不明

- ・所有者自らの経営管理が確実に期待できないことから、積極的に対象とするという考え方も可能とする

過半は不明だが、残りは同意

- ・災害が発生するなど、人命・身体・財産への影響が起こり得るものは柔軟に対応できるとする

- ・人命・身体・財産への影響と比較し、周囲への権利侵害の程度が低いと考えられる山村振興・観光目的は慎重な運用とするなど、判断に悩ましいものは実践的議論を追って実施することをしたい

反対者あり、又は意思表示なし

- ・災害が起こる緊急性がある場合等を除き、明確に反対する者がいる場合については、対応の優先順位を下げる、又は対応しないこともあり得る

- ・意思表示しない共有者がいる場合、協力しない共有者がいる場合については、法16条の特例を使うことを検討してよいのではないか

- ・例えば、市町村が所有者を探索し、相続人多数となつた場合や、共有者不明森林の特例を使おうとする場面等においては、前向きに活用を考えてはどうか

周囲も不明

- ・災害が起こる緊急性がある場合等を除き、隣接する森林の所有者がともに不明である場合は、境界を確認することが困難又は労力を要する等の実務上の課題も踏まえ、優先順位を下げることもあり得る

- ・境界が不明確であっても、周囲一帯となって経営管理権を設定し、管理するという方向性もあると思うが、具体事例に基づいて議論することとする

- ・その場合、境界の確認や金銭の算定などをどのように行うべきかも具体事例に沿って検討する

最終的なガイドラインを整理していくにあたり、まずは、これらの事例を収集して、具体事例に基づく議論をしていきたい

7

各論④ 「経営管理の方向性」の判断材料 ~森林の物的状況から~



- 搬出間伐を実施することも可能としつつも、管理の性質や経済的観点でどこまで許容できるか
- 列状間伐も取り得る選択肢としつつ、施業体系上無理のない範囲とする
- 対象森林の考え方と同様、存続期間についても、特段の差異を設けないものとする

搬出間伐

- ・林業経営者に再委託し、伐採木から費用を捻出することも可能であることを前提とする
- ・形質の悪い木を伐っただけでは間伐の効果が不十分であれば、価値のある木も伐採することも可能とする
- ・経費負担を下げるため、積極的に価値のある木を伐ることは可能か（どこまで経済性を優先できるか）
- ・地形（急峻、谷沿い）や立地（道路や住家の上部）等を考慮し、作業上困難な場合を除き、搬出間伐を選択することを積極的に考えることとしてはどうか
- ・無理に搬出すると経費が掛かり増しになるときは、伐倒木の片付けを実施し、リスクを下げることでどうか

定性・列状間伐

- 森林の物的性質を考えると、伐採方法の選択としては**定性間伐とすれば合理的である**ということを前提とする
- その上で、列状間伐などの伐採方法の簡素化も合理的と言えるケースも多々あると思われるが、**例外的に列状間伐などが否定されるケースを整理することとする**（体系的に記述することも困難と想定されることから、Q&A形式を想定）

【一例】

- ① 急傾斜地
- ② 地すべり地、崩壊地
- ③ 火山灰土壌
- ④ 超過密
- ⑤ 強度伐採（●伐○残）
- ⑥ 2回連続の実施 等

存続期間

- 通常の場合（所有者が確知されている場合）と同様の扱いとすることを前提とする
- 不明とされた所有者が後で現れる可能性も少ないと、市町村による**継続的な管理にニーズがある**ことから、必要に応じて長期間の設定をすることも前向きに検討することとする
- 必要な経営管理を実施すべきであり、特例を講じることへの不安視から、存続期間を縮減することや、間伐等の施業の実施回数を減らすことはしないこととする

伐採の上限量

- 森林の状況に応じて適切な伐採をすることは前提としつつも、伐採量（とりわけ**上限量**）について留意すべき事項はあるか

【一例】

- ① 管理行為として行うものであるから、資産価値（資源の量又は質）は維持される範囲に留めるべきか
- ② 変更行為とも捉えかねないが、場合によっては、資産価値（資源の量や質）の低下を招くことは許容されるか
→許容される場合は具体的に何が想定されるか

※路網の作設や間伐の実施に関しては【参考資料】も参考としながら留意することとし、本検討委員会で整理するガイドラインでは代表例を例示するに留め、体系的に位置づけることはないこととしたい



各論⑤ 「経営管理の方向性」の判断材料 ~市町村、市民の考え方から~ 第5回を予定



- 市町村が取り組みやすいところから進めるという考えは、どこまでが合理的と言えるか
- 住民や事業者の意見を聞き、ニーズに応えることは、どこまでが合理的と言えるか
- 市町村はコストや費用対効果を意識することになるが、どこまでが合理的と言えるか

市町村の考え方 (取り組みやすい)

- 取り組みやすさという観点はどこまで組み入れても合理的と言えるか
 - ① 速やかに取組を進められるよう、直ちに所在が不明な所有者が少ない
 - ② 確知されている共有者の協力が仰げる
 - ③ 意向調査を実施している地域であるなど、市町村が事務で関与している
- ※ ①～③に該当しない（又は複数該当しない）場合は対象としないことは不合理か

住民のニーズ

- a. 住民の安全・安心な生活を確保するものとして、市町村がそのニーズを理解できるもの
- b. 住民に快適な生活環境を提供するものとして、市町村がそのニーズを理解できるもの
- c. 住民の主観的なニーズに過ぎないもの（市町村が客観的に判断することが困難な個別具体的のケース）

事業者のニーズ

- A) 事業者のニーズに基づくが、不明所有者にも明確なメリットがあるもの（所有者不明森林の資産価値が向上するもの等）
- B) 不明所有者がデメリットを回避できるもの（資産価値こそ上がらないが、隣地に迷惑をかけずに済む等）
- C) 事業者のニーズに基づき、事業者のメリットが勝るもの（事業者が一方的に、所有者不明森林を使っているもの等）

市町村の考え方 (費用対効果)

- 費用対効果について、どこまで組み入れても**不合理と言われない**
 - i. コストが低いからという理由だけで、**切捨間伐や列状間伐を選択する**
 - ii. 林業経営ベースで管理を行うことで、市町村のコスト負担がなくなるという考え方だけで**林業経営者への再委託を選択する**
 - iii. 取り組むべきと認識しつつも、**コストが嵩むから**という理由で取り組まないとする
- ※ コストや費用負担について、特例措置であることを特段意識する必要はないとする考えはあり得るか

これらの組み合わせも検討

【一例】

- aかつiiiで取り組まないのは不合理
- ②かつCなら取り組んでも合理的
- Bならiで対応しても合理的 等



ケーススタディ① 鳥取県若桜町における取組状況

令和3年6月

若桜町の概要

- 若桜町には、町域の95%に及ぶ約1万9千haの森林があり、その約7割が民有林。
- 私有林人工林は約6千haあるが、直近20年で整備された森林は約4分の1であり、未整備の森林の解消を進めていく必要がある。
- そのような中、若桜町森林づくり条例・わかさ森林づくりビジョンに基づき、森林経営管理制度に係る一連の取組も進めつつ、森林の適切な管理と資源の循環利用を目指している。

■ 若桜町及び岩屋堂地区の位置



■ 岩屋堂地区をモデルとした理由

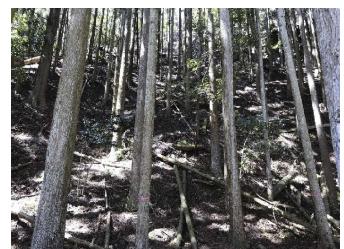
- 森林に起因する災害を防止し、町民の安全・安心な生活空間を確保していくことを目的として、候補となるモデル地区を検討
- 町を通貫する国道29号線は、町民の生活や観光を支える重要なインフラ
- 公道沿いの森林整備を優先することとし、地域の関係者との検討を踏まえ、その中から岩屋堂地区を選定

岩屋堂地区における取組状況

- 公道沿いの森林については、地籍調査時に所有者の確認が行われており、それが奏功し権利者全員の同意をもって経営管理権集積計画を策定（令和2年12月）。
- 他方、策定済みの森林に接する斜面上部の森林は、明治期に登記が行われたまま、数次相続が発生。地元に残る相続人から権利設定に対する同意取得を行いつつ、なお不明である部分について、共有者不明森林の特例制度を活用。
- 令和3年3月17日付で法11条の公告をし、6月以内に異議の申し出がなければ、その後、経営管理権を設定する見通し。



公道の真横については、既に集積計画を策定済みであるが、その奥が共有者不明となっている。倒木や土砂流出の恐れを踏まえ、一体管理したい。



地元に残る相続人も、森林の所在を知らないほど、長期にわたって管理されず。倒木も多数生じており、喫緊に手入れしたい。

所有者探索の状況

- 登記名義人は明治生まれの5名を含む6名。その後、相続登記がなされないまま、数次相続が発生。
- 登記名義人Dの相続人を除き、地元に残る相続人を確知。相続手続が未済であるため、とりわけ、登記名義人Cの孫など、地元に残る1名の孫以外の相続人にも相続分があるとも考えられるが、実態や地元に残る者らの意向を参酌し、際限なくは探索してない。

登記名義人	第1次の相続	第2次の相続
A	家督相続により子aに相続 (ただし、死亡)	地元に残る孫1名を確知 →同意取得
B	家督相続により子bに相続 (ただし、死亡)	地元に残る孫1名を確知 →同意取得
C	配偶者と子9人に相続と推定 (ただし、全員死亡)	地元に残る孫1名を確知 →同意取得
D	配偶者に遺産相続と推定 (ただし、死亡)	甥に相続と推定 →甥の相続人が不明
E	家督相続により子eに相続 (存命) →同意取得済	—
F	配偶者に相続（存命） →同意取得済	—

地元に残る孫の1名ずつから、自らの同意をもって権利設定して構わないとの意向。際限なく探索を行えば、疎遠となっているそのほかの孫を確知できる可能性はあるものの、共有者の意向を参照し、探索を中断。

登記名義人口の持分に相当する全体の6分の1が不明

町が行おうとする経営管理の内容

- 弱度の間伐を繰り返しながら、公道への倒木や土砂流出を招かないように森林を育成していく。繰り返しの施業実施を踏まえ、存続期間を15年に設定。手入れが遅れ、樹勢が回復しないと見込まれる場合は、皆伐して、森林を再造営することも選択肢にある。
- なお、収益が出たとしても、まずは経費の補填に充てることとし、所有者への還元はない。

■ 周囲で定めた経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	15年間
実施する経営管理の内容	間伐等を2回以上、年2回の巡視 ※ 状況によっては主伐も可とする
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益があっても費用に充てることとし、還元はしない

■ 共有者不明森林で定めようとする経営管理権の内容

内容

15年間

間伐等を1回以上、年2回の巡視

※ 強度間伐1回を想定

※ 状況によっては主伐も可とする

市町村が全額負担

収益があっても費用に充てることとし、還元はしない

4

検討委員会でご議論いただきたい事項

- もともと共有名義であったことに加え、数次相続が発生しているため、孫の代までであっても際限なく探索すると時間を要してしまう。そのような中、先代・先々代から地元を離れてしまっている共有者を際限なく探すことはやめ、地元に所在する相続人の意向を尊重し、その者の同意をもって共有者不明の特例制度を活用することとした。
- 遺産分割未了であり、町としては、必ずしも地元に残る孫が10割の持ち分を有しているとは断定できないが、慣習を踏まえると、地元に残る相続人が事実上の所有者であるという所有者の主張を尊重。
- 森林経営管理法施行令第1条及び施行規則第9条を踏まえ、登記名義人の配偶者と子を調べた上で、町としての合理的な探索の範囲として、孫の代まで探索を行った。森林経営管理法上の手続としては、不備がなく、十分に探索に努めたと認識しているが、地元を離れた居るかもしれない孫の探索をやめ、みなし同意の手続に進めたことは不適当か。
- 上記が不適当であるとした場合において、今回の実施しようとする行為（隣地である公道への悪影響を防止するための措置）を講じようとするとき、集積計画を策定する以外の選択肢として、何か活用できる仕組みはないか（例えば、今回の探索で持分の過半があると確定した場合等において、何か考えられるか）。

森林経営管理法施行令（H30政令320）

第1条 森林経営管理法（以下「法」という。）第十条の政令で定める方法は、共有者不明森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所又は居所その他の不明森林共有者を確認するために必要な情報（以下この条において「不明森林共有者関連情報」という。）を取得するため次に掲げる措置をとる方法とする。

①～③ （略）

④ 登記名義人等が死亡又は解散していることが判明した場合には、農林水産省令で定めるところにより、当該登記名義人等又はその相続人、合併後存続し、若しくは合併により設立された法人その他の当該共有者不明森林の森林所有者と思料される者が記録されている戸籍簿若しくは除籍簿の附票又は法人の登記簿を備えると思料される市町村の長又は登記所の登記官その他の当該共有者不明森林に係る不明森林共有者関連情報を保有すると思料される者に対し、当該不明森林共有者関連情報の提供を求めること。

⑤ （略）

森林経営管理法施行規則（H30農林水産省令78）

第9条 市町村は、令第1条第4号の規定により不明森林共有者関連情報の提供を求めるときは、次に掲げる措置をとるものとする。

① 登記名義人等が自然人である場合には、当該登記名義人等が記録されている戸籍簿又は除籍簿を備えると思料される市町村の長に対し、当該登記名義人等が記載されている戸籍謄本又は除籍謄本の交付を請求すること。

② 前号の措置により判明した当該登記名義人等の相続人が記録されている戸籍の附票を備えると思料される市町村の長に対し、当該相続人の戸籍の附票の写し又は消除された戸籍の附票の写しの交付を請求すること。

③～④ （略）

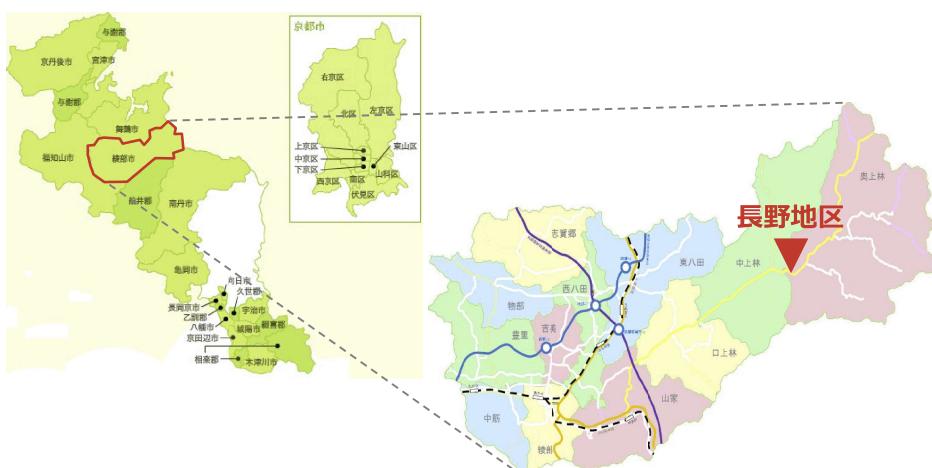
ケーススタディ② 京都府綾部市における検討状況

令和3年6月

綾部市の概要

- 綾部市には、約2万6千haの森林があり、その98%が民有林である。
- 人工林は約1万2千haあり、そのうち、**約6割に相当する7千ha**において、過去10年間に手入れが行われておらず、所有者等による手入れの予定もないとされている。
- そのような中、地域の関係者で構成する協議会で、「**意向調査実施計画**」を定めつつ、**長野地区をモデル地区**として、森林経営管理制度に係る一連の取組を実施している。

■ 綾部市及び長野地区の位置

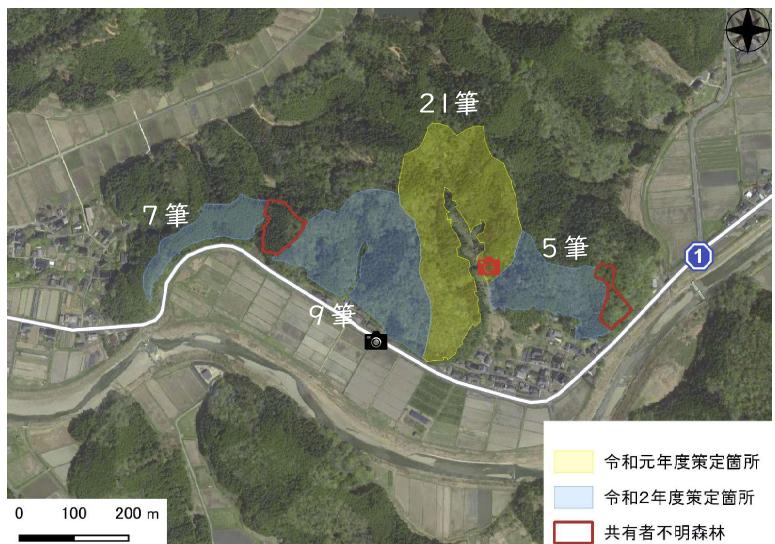


■ 長野地区をモデルとした理由

- 10年以上**わたって手入れがされていないが、境界明確化が行われており、モデルケースとして取組が進めやすい
- 森林経営管理制度が施行されるにあたって実施した、**自治会**向けのアンケートにおいて、**協力的な印象**
- 集落や府道1号線**（幹線道）に接しており、手入れの優先度が高い

長野地区における取組状況

- 令和元年度に意向調査を実施した後、在村者など同意取得をスムーズに行えた森林から、**経営管理権集積計画を先行して策定**。令和2年度には間伐事業（切捨て間伐）を実施。
- 併せて、所有者の所在が分からぬ森林については、市が嘱託する土地家屋調査士において合成公図等を作成するとともに、農林課において、住民票や戸籍謄本等を活用し所有者の探索を継続し、合意形成に取り組んできたところ。
- なお**所有者が不明である森林を除き、令和3年4月に、地域一体で経営管理権集積計画を策定**。



森林の際まで住家があり、災害リスクの低減しつつ、明るく見通しのよい森林としたい。



手入れが足らず、植栽木が込み合っている。下層には広葉樹もあり、間伐をすることで、里山景観としてもよくなるのではないか。

2

共有者不明森林への対応状況

- 町制度が施行された明治期に、“集落で利用されてきた入会林”が当時の家長ら25名で登記されたものの、いわゆる**表題部所有者不明土地**となつたものが2筆あることが判明。
- 登記名義人の住所が小字までしか記録されておらず、住民票等を取得しようにも、地番情報に欠けるため、共有者の一部の探索が困難な状況。
- 集落の住民で登記されていることを鑑み、周囲の地番情報から推定しながら登記名義人の特定を試みるも、登記名義人25名のうち、**4名はその後の相続人等を探すことが困難**。
- 入会権があるとも言えない、途中で集落を離れた者の相続人の探索も行うとともに、出生からの全ての戸籍等を取得し、非嫡出子の有無も把握。
- 森林經營管理法及びその政省令で定められた通り、住民票や戸籍等の**公的情報から把握できる範囲**については探索し尽くしたと考えており、特例制度を活用したいと考えている。
- なお、当該集落に居住する現所有者をはじめ、**集落の総意として、早急な手入れに期待**されている。



共有者不明森林は59年生のスギ人工林など。

立木密度が1,400本/haといった過密状態にあり、樹高にも伸びがないなど、59年生のわりには樹勢がよろしくない。

市が行いたい経営管理の内容

- 傾斜が40度近くになる森林もあり、集落の道も狭く、林業機械のアクセスポイントも限られることがあることから、販売利益を見込んだ搬出間伐は困難であると判断。
- 所有者としても必ずしも収益性を期待しているわけではなく、市が代わって管理してくれるならそれで充分との考えが多いことから、周囲では切捨て間伐を前提として、経営管理権集積計画の同意取得を進めてきたところ。

■ 周囲で定めた経営管理権集積計画の概要

事項	内容
存続期間	5年間
実施する経営管理の内容	間伐を1回、年1回の見回り
費用負担	市町村が全額負担
利益還元	収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

■ 共有者不明森林で定めようとする経営管理権の内容

内容
5年間
間伐を1回、年1回の見回り
市町村が全額負担 (小口での事業発注のため、経費負担増が見込まれる)
収益を上げる間伐を実施しないため、利益の還元はしない

4

検討委員会でご議論いただきたい事項

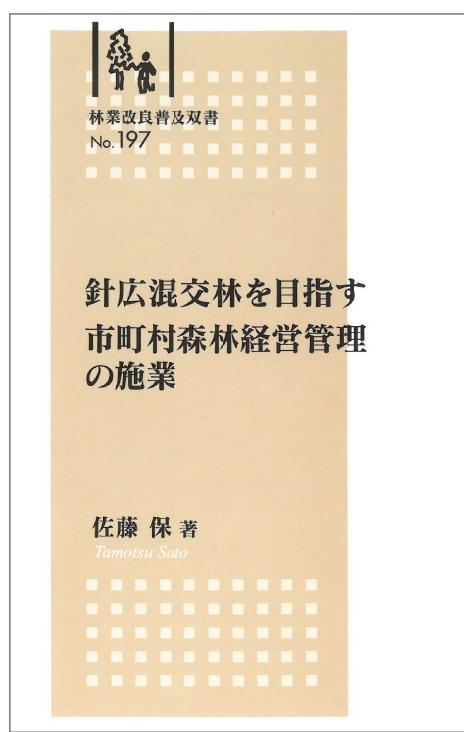
- 市としては、森林経営管理法及び政省令に定める方法により、適切な探索を行ったと考えているが、どこまで探索をすれば十分とされるか不安がないわけではない。今回のケースでは、登記名義人の住所が小字までしか登記されておらず、住民票等を取得することも困難な共有者がいた。しかし、推定される地番情報から住民票等の取得を試みるなど、より丁寧な対応を図ったと考えているが、探索の仕方についてご意見はあるか。
- 市には集落が200以上あり、このような入会林を由来とする共有者不明森林が多数存在することが想像されるが、登記官が不明所有者を探索する「表題部不明所有者土地法」については、建設部局の案件対応で手がいっぱいであり、農林課自ら対応せざるを得ない。市には、手入れ不足と考えられる人工林が約7千haに及ぶが、今回の地区16haに対して掛けた約20週の探索時間（登記名義人45名に対して、戸籍謄本等の取得数785通、確認した相続人184名に及ぶ。）を他の集落でも同様に対応していくは、手入れ不足の森林の解消に時間を有してしまう。探索の範囲の合理化として検討できる余地はないか。
- 今回のケースについて、事前に施業履歴を確認するなどして優先順位を付けた箇所について、現地調査なども経つつ、対応方針を検討したところ。市が管理を優先したい理由が明確であるとともに、利害関係もある集落の住民の意向も踏まえた対応でもあることから、特例制度を活用するに十分な背景事情があると考えられるが、ご意見はあるか。

5

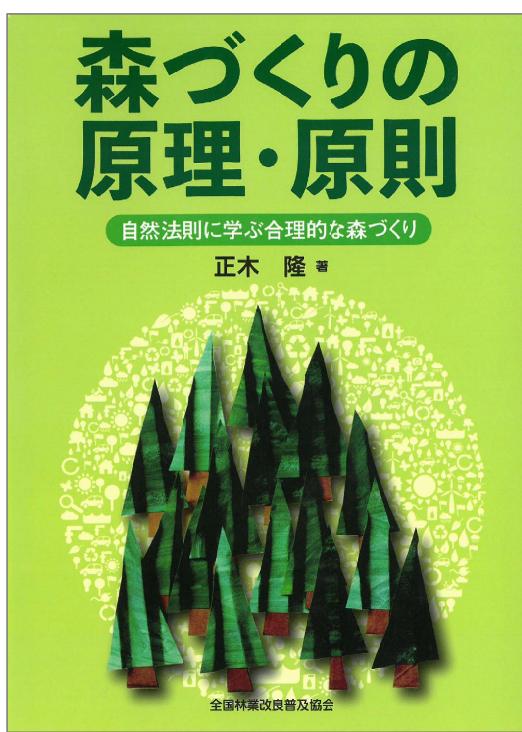
市町村向けの参考図書の例

令和 3 年 6 月

森づくりの考え方を知りたい

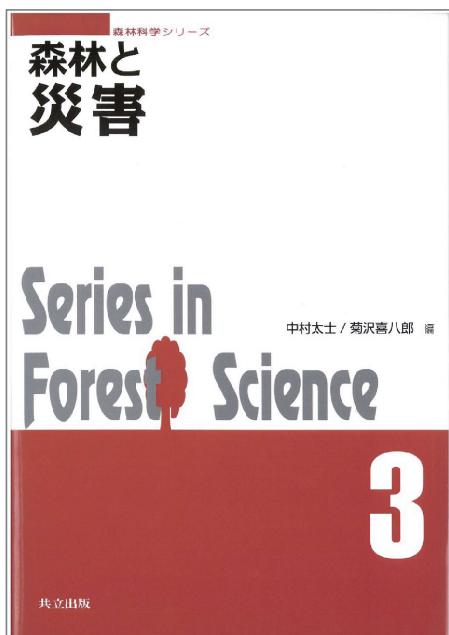


森づくりを考える基本的な考え方から、市町村による森林整備で広葉樹林化等を検討する上で留意事項などを解説。



樹木や森林の生態、森づくりの考え方について、見開き 1 ~ 2 ページでコラム的に掲載。表現が平易で読みやすい。

森林と水、土砂の関係性を知りたい



路網作設オペレーター養成事業

研修教材 2010 森林作業道づくり

研修補助教材2014 急傾斜地やぜい弱地等での森林作業道づくり

林野庁

森林と水循環、森林と土砂災害の関係性などを、研究成果に関する図表等を交えながら解説。

現場技能者向けに作成された森林作業道関係の研修教材。注意すべき地形や地質についても紹介されており、作業道の作設、搬出間伐を選択するときの留意事項が理解できる。

第4回森林管理状況評価指標整備に関する検討委員会
【日時】令和3年6月15日（火）10：00～12：10

【開催方法】WE B会議
【出席者】（敬称略）

＜委員長＞

植木達人 信州大学学術研究院農学系 教授（森林施業・経営学研究室）

＜委員＞

阿部和時 日本大学生物資源科学部 特任教授（森林環境保全研究室）
野村 裕 のぞみ総合法律事務所 弁護士
品川尚子 那須法律事務所
河合 智 郡上市 農林水産部次長兼林務課課長【欠席】
片山健二 石川県 かが森林組合 専務理事
＜臨時出席＞
大石幸司 鳥取県 若桜町農林建設課 室長
山口弘之 綾部市 林政課 担当長
伊賀原司 京都府 綾部市林政課 主任
＜林野庁＞
箕輪富男 森林利用課 課長
川村竜哉 森林利用課 森林集積推進室 室長
中山昌弘 森林利用課 課長補佐（森林集積企画班担当）
＜事務局＞
(公財)日本生態系協会 松浦、亀田、小川、井上

【1. 出席者紹介】

中山課長補佐	それでは第4回検討委員会を始めさせさせていただきます。私、三間の後任で4月から森林経営管理制度を担当させていたたいております、中山と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。こちらが、安高の後任の川村室長でございます。
川村室長	川村です。どうぞよろしくお願ひいたします。
中山課長補佐	本日は、いつも委員に加えて臨時出席ということで、鳥取県若桜町から大石室長にご参加いただきております。大石様よろしくお願ひいたします。
若桜町大石室長	よろしくお願ひします。
中山課長補佐	もうひとつは、京都府綾部市より山口担当長と伊賀原主任にもご参加いたしました。よろしくお願ひします。
綾部市山口担当長	よろしくお願ひします。
綾部市伊賀原主任	それでは、このメンバーで第4回検討委員会を進めさせていただきますのでよろしくお願ひします。それでは、冒頭に植木委員長からご挨拶いただきます。
植木委員長	この委員会が始まってもう4回目です。少しずつ具体的な内容に突っ込んできているかなと思っております。私自身の担当が森林経営、特に山づくり、施業の事をメインにやっておりまして、いかに整備された、将来的に様々な価値を生み出す山をつくるかということの技術的な問題点を扱っております。よろしくお願ひします。
箕輪課長	それでは、箕輪課長から一言ご挨拶申し上げます。
中山課長補佐	林野庁森林利用課長の箕輪です。委員の皆様、若桜町、綾部市の皆様、お忙しい中ありがとうございます。今年度初めての委員会となります。本制度がスタートしてから3年目となって所有者不明森林制度に関する事例が少しずつ出てまいりまして、今日はその点についてご紹介いただきながら議論を深められればと思っております。よろしくお願ひいたします。今回の国会で民法等の改正も行われまして、政府全体で所有者不明土地問題、森林に限らず取り組むということで一生懸命やっております。この委員会を通じて現場で使いやすいマニュアル、ガイドラインを作成して、現場の

目次

【1. 出席者紹介】	2
【2. 当面の議題について（第3回からの継続審議）】	3
＜資料1 当面の議題、第3回検討委員会のポイント、今回ご議論いただきたい事項＞	3
＜資料1 各論①＞	5
＜資料1 各論③＞	8
【3. 特例措置活用のケーススタディ（若桜町、綾部市）】	9
＜資料2 ケーススタディ①鳥取県若桜町における取組状況＞	9
＜資料3 ケーススタディ②京都府綾部市における取組状況＞	15
＜資料1 各論③＞	23
＜資料1 各論④＞	25

取組を進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【2. 当面の議題について（第3回からの継続審議】

<資料1 当面の議題、第3回検討委員会のポイント、今回ご議論いただきたい事項>

中山課長補佐

それでは早速、資料説明から入らさせていただきます。資料1です。冒頭に、前回までの議論のおさらいを付けておりまして、その次に、論点①から一つずつ整理をしていくという構成になっております。まず、1ページ目でございます。第2回検討委員会の資料を再掲しておりますが、この検討委員会でどういうふうに議事を進めていくかというところのおさらいであります。森林経営管理法の特例措置の活用にあたっては、所有者不明であることを特別扱いするというものではなく、森林の状態に応じた最適な経営管理を行いう这样一个方向で議論をします。次に中ほどでございますが、切捨で間伐が想定されるような森林管理を前提として議論をしていくものではなく、搬出間伐による木材生産も含め、林業経営も議論の射程としている这样一个点です。最終的にこういったことを踏まえて、特例措置の積極活用というところに向けて、ガイドラインを深めていき、中にはQ&A集ですか、事例集を織り交ぜながら、使い勝手が良いものにしていきたいと考えております。

次に2ページ目をご覧ください。こちらは前回、第3回の資料でありますが、当面の議題といふところでですが、今年度の前半では、大きく2点に切り分けて議論していこうと思っております。まずは一つは、「対象とすべき森林」の判断材料といふことで、後のページの各論に関係する部分であります。ポイントとしては、通常の森林の場合も特例措置の場合も変わらず「健全な森林に育成する」という方向性の下で議論するということで、特例措置を特別扱いしない这样一个方向で議論していくかと思います。ただし、そなりますと、対象となり得る森林が広範に及ぶということになりますので、何を優先すべきか、どこからやつていくのかなどということを整理した上で、優先して経営管理すべき森林として具体的な指標を置けないか这样一个ところであります。その際、ここなら使えると、市町村が判断しやすく、説明しやすい指標にしていきたいと考えています。二点目が、「経営管理の方向性」の判断材料を議論していく这样一个ことで、後のページの各論③から⑤に該当する部分であります。これについては、色々の森林に応じた経営管理を柔軟に選択していく这样一个方向性の下で議論していく这样一个点であります。最後は市町村の義務で選択していく这样一个点になります。左の「優先すべき」というのは、対象とする森林を選定するにあたって何を優先すべきか。右の論は経営管理の方向性ですね。合理的な判断基準をどこに置くのかといったことであります。まず、左の「優先すべき」というところであります。そこで、早速本日から、ケーススタディを重ねていこうということで、この内容を次の各論③に溶け込ませております。

次に、4ページ目をご覧ください。本日の第4回検討委員会でご議論いただきたい事項を整理しております。左に「優先すべき」、右に「合理的」という輪があります。左の「優先すべき」というのは、対象とする森林を選定するにあたって何を優先しるべきか。右の論は経営管理の方向性ですね。合理的な判断基準をどこに置くのかといったことであります。まず、左の「優先すべき」というところであります。上の赤団の「森林の物的状況」、これは各論①に対応している所であります、これについては、前回

例を整理しますと、市町村が安心して使える判断材料としていきたいということがあります。今年度前半については、大きく分けて、この2点の関係で議論していこうとこどります。

次の3ページ目をご覧ください。前回、第3回検討委員会で皆様からご意見を頂いた内容をもとに、整理が進んだ事項がなというものを整理をしていくページであります。大きく2つに分けておりまして、一つが、各論①の関係ですけれども、対象とすべき森林をどのように把握していくかという点であります。まずは、手元にある既存の資料や簡易に取得できる現地情報、写真などから経営管理の必要性を把握していくばいいのではないかという点であります。ただし、前回、現地に行くか行かないかということも議論を頂きましたけれども、少なくとも森林整備を実施するまでは、現地調査をして対外的に説明できる資料を用意しておくべきではないかという議論の方向性だったと思います。また、枠囲みの3つ目でありますが、特別措置を講じるに当たり、特別な数値目標を整備する必要はないのだと。通常の経営管理を行う場合と同様の判断基準でよいのではないかという方向で皆様からご意見を頂いたところであります。これについては、各論①に内容を溶け込ませております。下段の2つ目であります。各論③の関係でありますけれども、森林の所有者の状況についての議論であります。不明とされる所有者の割合はどの程度留置するかということを書いておりますけれども。1点目として、持分の過半数に相当する所有者が判断しております、その者が同意をしているという状況であれば、柔軟に活用していくことまでよいのではないか、といったことがあります。2点目、ただし下記のところでですが、経営管理の方法や目的について、どのように留意していくかといふところは、持分の過半が判断している、していないという形式的なものではなくて、個別の具体事例に沿いながら議論していくものではないかというところで、逆にいうと、持分の過半が判断していない場合でも活用していくような事例を整理していくのではないかと。右の論は経営管理の方向性であったと思います。そこで、早速本日から、ケーススタディを重ねていこうということで、この内容を次の各論③に溶け込ませております。

第3回委員会で、十分にご意見を見直載したのかな?と思っておりまして、今回で、一定の整理を図りたいな?と思っております。次に、各論③の部分、「森林の所有状況」ところであります。前回のご意見を見踏まえまして、当分の議事の進め方についての提案と/or/ことで、ケーススタディ、具体事例を議論していくことと/or/で、今回、鳥取県の若桜町と京都府の機都市に来ていただきました。最後に、右の「合理的」の各論④であります。「森林の物的状況」という側面から、どういう経営管理をやつしていくことが合理的か?と/or/であります。ここについては、時間があつたら踏み込みたいと考えているというところであります。以上で、前回までのおさらいと、今回ご議論いただきたいことのご紹介でございます。早速ですが、各論①についても説明した後、意見交換をさせていただきたいと思います。

<資料1 各論①>

中山 譲輔佐

資料5ページ目をご覧ください。各論①ということで、森林の物的状況から対象とするべき森林を探ろうというところであります。上の黄色の四角印に書いておりますが、前回の意見を見踏まえまして、まずは施業履歴の確認ですか、簡易な現地調査によつて経営管理の必要性を判断していくべきだらうということ。2点目にについては森林整備の必要性を対外的に説明できるよう、詳細な現地調査、これはやるのですけれども、その時期や程度は市町村が柔軟に選択していくということ。3つ目として各種資料から把握できる情報を用いまして、調査を簡素化することもあるだらうというところですが、それでも、一定のデータも必要だらうということを整理しました。具体的な内容は下の青色の囲みで、過密状態、目の指標、地形的要因、法指定等と整理をしております。まず、左側の過密状態のところですが、過密状態としてどこをラインとするか?といふことで、樹冠長率40%以下ですか、形状比80%以上といふランクで前回、意見の一致を見たのかな?といふように思っております。次の立木密度ですが、これについては施業履歴から把握するというのも方法としてあるだらうということで、加えております。さらに留意事項のところでございます。おざらいの内容の繰り返しですが、特別措置に限定した特別な数値指標を置く必要はなく、地域で一般的に用いられている指標で対応していくだらうということでお意見を頂いています。

次は左から2番目の目の指標であります。見てどう判断するのか?ということでありまして、一点目は下層植生。写真撮影などにより説明材料を充実させることが良いのではないか、という整理を行いました。また、過密状態と目の指標の関係でいきますと、step1として、まずは目視情報を収集するだけでも良いのではないか。その上で、step2として、詳細の調査を後からやればよいのではないか?という関係性の整理もしております。3

番目の地形的要因であります。特に、地形や地質の把握をどうするか?と/o/i/いうところで、微地形表現図や地質図といった文献の調査だけでいいのではありませんか。現地調査を求めるというのはちょっと過重ではないか?という整理をしております。最後は法指定等のところであります。災害リスクとの関係、治山事業との関係については、都道府県の治山事業の計画と調整して対応していくのであると。都道府県において整備する計画が無ければ、市町村としても山地災害危険地区等での対応も考えていくという順番だらうと考えております。下段の黄色の囲みですが、追加検討を記載しております。過密状態や目の指標の関係における追加検討ですが、最終的にどのような数値指標に基づいて判断するかは、地域に委ねるという整理でよいか?というところであります。右の災害防止の関係であります。防災目的で特例措置を活用するという場合は、地形や地質で優先順位をつけることも考えてはどうか?ということ、この際、市町村の森林整備計画においてゾーニングを実施しておけば、対外的にも説明しやすい材料になると考えるのであります。市町村にどの程度の水準を求めるか?と目標とするか?と/or/を記載しております。以上、各論①につきまして、前回の検討委員会でいただきましたご意見を踏ませた上で、新たに追加検討を加えております。

これについて、本日、郡上市の河合委員がご欠席ですが、事前にご意見を頂いておりますので紹介をさせていただいて、それから、皆様からご意見を頂きたいと思っております。河合委員から頂いた意見ですが、まず、目標的指標と過密状態の関係であります。対象とするべき森林を、まずは目標情報から判断していくという流れでよいのか?といふ意見を改めただきました。また、市町村が形形状比とか、樹冠長率を測定したり丁寧に現地調査をするのは大変だといふことで、例えば、天頂向きの写真を撮ってきて、樹冠がどれくらい閉鎖しているのかを把握するといった程度の調査ではどうか?といふ意見もありました。もし、それ以上の調査が必要となれば、森林組合等に委託するなりで対応する事になるのではと改められております。追加検討のところで加えております数値指標であります。この方向性に異論はないといふことで、市町村がそれぞれ指標を設定することはできないので、都道府県が置くのが前提だらうということでした。続いて、市町村森林整備計画のゾーニングの部分です。第3回検討委員会の資料で、郡上市の森林整備計画を参考資料としてつけさせていただいておりますが、郡上市の場合、専門家を交えたゾーニング検討委員会を設置し、傾斜と林道からの距離の2値を使って、環境保全林と木材生産林に分けた 것입니다。市町村にゾーニングを具体的に考えさせるのであれば、こういった幾つかの市町村の事例を紹介してあげる必要があるというご意見を頂きました。これについては、今後の検討委員会

でゾーニングの事例を紹介していくたいといつています。以上、各論①、これまでの振り返りの中で何かご意見、ご感想をお願いいたします。

植木委員長 どうもありがとうございました。これまでの議論の内容に沿って説明していただき、頭の整理もできました。確認ですけれども、過密状態のことですら、樹冠長率と形状比の目安が、樹冠長率の目安が40%以下、形状比が80%以上となっております。例えば樹冠長率が40%以下ということになれば、30%とか、20%を目安とするような話になってしまふのでそれは逆ではないかと思います。40%以上という目安になりますと、完満なひょろとした形状になるので、80%以上を目安といかといふ気がするのですがいかがでしょうか。前回の議論では確か、ここは40%以上、80%以下と表現していたと思うのですが、変えた理由は何があるのでしょうか。

中山課長補佐 40%以下にならないようにするとか、形状比の場合でと、80%以上にならないようにする、という意味で以下、以上を用いてるといふところで

植木委員長 逆の見方なのですね。枝下高率だと40%以上が目安になるのねといふ意味です。目安という言い方は、これを目安としてよくしてくださいといふ言ひ方ではないのでしょうか。

中山課長補佐 初日の資料では、「樹冠長率は40%以上が良いとされる」というふうに書いておりましたが、今回の資料は、樹冠長率40%以上を対象にするといふように、逆に記載したといふことです。分かりにくくと思いまますので、表現を工夫したいと思います。

植木委員長 はい、よろしくお願ひします。

基本的にはこれで結構だと思っております。最初の話にありましたように、防災的な語や水源涵養の話を考えた時に、基本的には健全な森林を育成するという林業本来の目的と同じ考え方で良いのだと思っております。ここに挙げていただいたような目視的指標や過密状態の判断はこれでよいかなと思います。それから、地形的要因、地質の話がありましたが、確かに現場で把握しながらやつていくといふのは難しいのかな?と思いますが、傾斜に関する話はここに数値が30~35度以上と出ておりますけれども、この数値は、一般的に表層崩壊が発生する頻度の高い斜面の傾斜度ですよね。こういうところで起きる表層崩壊というのは、森林の崩壊防止機能と非常に関わりがあるので、こういうところの森林は特に整備をする必要があると思いますので、このような幾つかの数値はあつた方がいいと思います。一方で、地質は難しくて、厳密に言うと、崩壊の起こりやすい地質、起こりにくい地

質はあると思いますが、表層崩壊に限つてみると、地表面に柔らかい土壤層が発達すれば、大雨が降るとどのようなところでも表層崩壊が起きる可能性が出てくるものではありませんが、地質はここに記載されているように細かい調査は求めなくてよいのかな?と思います。どんなところでも、森林は手入れしてあれば表層崩壊発生の可能性は少くなくなると思いますので、こここの記載の通りでよろしいかと思います。治山との関連ですが、山地災害危険地区を指定して、治山事業でも森林整備はされることもあると思いますので、その辺は連携しながらやっていくということになるのではないかと想いでしようか。

印象としては、よくまとまっているなと思います。特に、石川県の場合は、県の森林環境税を実施するにあたって、目視的指標とか地形的要因とか法指定とか、まさにこの辺りをよく検討しながら、進めておりました。石川県の考え方とも、うまく合致しているのではないかなど思っております。

品川委員会がでしようか。前回、現地調査の関係等でいろいろご意見いただきましたがご意見ございましたらお願いします。

品川委員 この分野を少ししかじただけの素人としてですが、特に違和感を感じております。皆様と同じ意見です。

中山課長補佐 野村委員コメントございましたらよろしくお願いいたします。

野村委員 コメントございません。ありがとうございます。野村委員長からいただきましたコメントを踏まえまして、次回修正したうえで、お示ししたいと思っております。概ね、こういった内容で各論①を整理していくたいと思っております。ありがとうございました。

＜資料1 各論③＞

中山課長補佐 それでは次の各論に入りたいと思います。各論②は各論⑤とまとめて次回、第5回に議論させていただきたいと思いますので本日は割愛をします。次は各論③森林の所有状況から対象とする森林を考えるというところに入ります。上の黄色の四角印でございます。先ほどご紹介しました前回第3回検討委員会の振り返りを溶け込ませております。持分の過半の所有者が分かり、かつ同意している時には柔軟に活用できるということあります。2点目、持分の過半の所有者が分かっていないときや、所有者全員が分からないときについても、目的をより丁寧に説明することで、柔軟に活用できるという点であります。3つ目ですが、この問題がなかなか抽象的な整

理にならざるを得ないという部分がありますのでケーススタディを重ねていつて、事例集やQ&A方式で論点となるところを整備していくはどうかといふところであります。具体的には下に記載しましたが、過半が判断し、皆同意をしている状況でしたら柔軟に選択できるとか、全員が不明であるときも積極的に対象とするという考え方も可能だろうということあります。左から2番目の過半は不明だけれども残りは同意しているという状況では、災害が発生するなど、人命・身体・財産への影響が起こうるものは柔軟に対応できるのではないかといふところですが、まずは、こういった緑色の点線のところを中心に事例を収集して、具体事例に基づく議論をしていき、最終的なガイドラインを整理していくということを考えております。今日は、鳥取県の若桜町と京都府の鞍部市担当者にご参加いただいております。

【3. 特例措置活用のケーススタディ（若桜町、鞍部市）】

＜資料2 ケーススタディ①鳥取県若桜町における取組状況＞

中山課長補佐

早速、若桜町と鞍部市の事例の議論に入らせさせていただきます。資料2でございます。鳥取県若桜町における取組状況ということで、概略を私から説明させていただきまして補足で若桜町大石室長よりご発言いただき、委員の皆様からご意見を頂きたいと思います。まず、若桜町の概要でございます。町域の95%が森林、そのうち、7割が民有林、私有林人工林は6千haあるという状況で、直近20年で整備された森林は約4分の1と、未整備森林の解消が課題だという状況であります。若桜町森林づくり条例等も定めながら取り組んでおられるということで公道沿いの森林整備を優先していくことですが、森林整備管理制度は、岩屋堂地区をモデルとして取り組まれているということです。若桜町では災害を防止し、町民の安全・安心な生活空間を確保していくことを目的としておりまして、そういった中で、重要なインフラということで公道沿いの森林整備を優先していくこと下で岩屋堂地区を選定されたということです。次のページの写真を見ていたら、赤塀いのところ、集積計画策定済みということであります。公道に接している森林につきましては地籍調査時に所有者の確認が行われたといふことで、全員の同意をもって集積計画を昨年度策定したといふ状況であります。青塀いについて明治期に登記が行われたまま、数次相続が発生しております。地元に残る相続人から権利設定に対する同意取得を行いつつ、なお不明である部分について、共有者不明森林の特例制度を活用するということで、令和3年3月17日付で特例の公告をしています。

3ページ目をご覧ください。所有者探索の状況を具体的に整理しております。登記名義人は明治生まれの5名を含む6名、その後、相続登記がされ

がいまま来ていると。6名をA～Fで示しておりますが、登記名義人Dの相続人を除き、地元に残る相続人を確認したということです。相続手続が未済であるため、とりわけ登記名義人Cの系ですか、地元に残る1名の孫以外の相続人にも相続分があるとも考えられますけれども、実態や地元に残る者の意向を参考し、際限なくは探索していないという状況であります。

4ページ目ですが、ここはどういう經營管理をしていくのかということころですが、弱度の間伐を繰り返していくこうということで、存続期間を15年に設定しているということです。基本的に収益が出ないということですが、収益が出たとしても経費に充てるということで、所有者への還元はないという方向性です。

最後、5ページ目ですが、検討委員会でご議論いただきたい事項を整理しております。もともと共有名義であったことに加え、数次相続が発生しているため、孫の代まであつても限界なく探索すると時間をしてしまいます。そのため、孫の代まで限界なく探索すると時間をしてしまう、そのような中、先代、先々代から地元を離れてしまっている共有者を限なく探すことはやめて、地元に所在する相続人の意向を尊重し、その者の同意をもつて共有者不明の特例制度を活用することとしたということになります。遺產分割未了ということで、町としては必ずしも地元に残る係の人が10割の持分を有しているとは断定できないのですが、慣習を踏まると、地元に残る相続人が事實上の所有者であるという所有者の主張を尊重したということです。森林整備管理法の施行規則を踏まえ、登記名義人の配偶者と子を調べた上で、町としての合理的な探索の範囲として孫の代まで探索を行ったということです。十分に探索に努めたと考えておりますが、地元を離れているかも知れない孫の探索をやめ、みなし同意の手続きに進めたことは不適当かどうかというのを確認したいといたします。2点目は、先のような探索が不適当であるとされた場合において、今回実施しようとすると公道への悪影響を防止するための森林整備というものを講じるとき、集積計画を策定する以外の選択肢として何か活用できる仕組みはないかということです。例えば、今回の探索で持分の過半があると確定した場合において何か考えられるかという点であります。若桜町の大石室長、補足的にコメントがございましたらお願ひします。

若桜町大石室長

若桜町は今までいろいろな林務行政の中で、相続人が複数いる場合も地元に残つておられる方を代表として手続を行うというケースがございます。今回も、地元に残っている方に連絡を取ったら、その地元の方が相続人代表として手續をすること、そのことに同意しているということと、今後相続人間で紛争等のリスクがあるかもしれませんといふことも踏まえて、紛争

が起きた場合は代表者、相続人間で対応していただくということともお話しした上で、手続を進めさせたいところです。今回、不明共有者がおられるわけですが、從来の林務行政のやつてきたことと、今回の集積計画を立てるというところを見比べた時に、特に大きなリスクもないだらうという判断の下でやつてきたところです。森林経営管理法で定めている、確知した者全員に連絡を取るということは行つてないのですけれども、実質的にその山林を管理する、管理できる所有者の同意を得るという形で取組を進めてきました。今日の説明でも、どちらかというと所有者の過半の同意が取れる場合ですか、人数、持分の部分に着目して議論が進んでいるようにも思えるのですが、現場感覚としては、森林管理をする、義務を果たせる人とかいう視点で見た時に、地元に残っている人が一番重要なポジションになってくると思うので、そこの意見を尊重しながら、森林經營管理法を運用できる仕組みができるとありがたいと思っております。

品川委員 森林経営管理法の条文を再確認をして、共有の場合には特に過半の共有者の同意までは要求しないなつたという構造になつたと思うのですが、それでよろしいですね。共有者の過半以下でも、その者が同意していれば進めてもよろしいという内容でしたよね。

箕輪課長 そのとおりです。

そうですね。森林経営管理法にそういう規定があるから民法的に問題がないということではないのですが、やつていく施業、実際行つていくことの内容に緊急性があるか、権利侵害であるか、または受益的なものであるか、つまり、不明共有者の所有権にはタッチすることだけれども、それは受益を与えることであるか。こういう理由であるから受益的であるから問題がない、権利侵害的でないから、一見したところ、木を伐つたから権利侵害といえるかもしれないけれども所有者として果たすべき義務を代わつてやつたことだから、最終的に受益と言えるから問題がないのだと。そういう理由付けが必要であり、その辺りをほんやりと、「なんかいいじやない」みたいに進めていっているところもあるかと思います。そのための理由付けを明確にしていたら安心、安全かなと思います。そういう感想を持ちました。

野村委員 そうですね。よく考えてみる必要があると思うのですが、まず、感想として申し上げると、このような事案に意欲的に取り組む必要があるし、今やつていただきたいようなことを、何とかやっていいんだよと、ルールあるいはガイドラインとしていく、あるいはそれをやっても差しづえないというような条件、説明を整理していくのがよいと思います。

私の問題意識としては、際限なく相続人の調査をするということが、確かにそこで調査されなかつた人に質問したら費成できないと言うかもしれないと。その人を探すことが本当に必要かつ合理的なことなのかと、いうところと民法上の権利の部分との調和が必要だと思うのです。しかし、杓子定規で行きますと、その調和点よりもだいぶ権利寄りの方にウエイトがかかるつてしまつて、実質上、若桜町さんが何かやろうとした時にできなさい、という結論に簡単にたどり着いてしまうと思うのです。そういう中で、こういう意欲的な取組をしていただきいて、これを形式的に否定するのではなく、どういう考え方でそれを正当とされるのかというところを探求したいなと思います。

この制度と代表者の同意を混ぜて使つてはいるように聞こえて、そこをどう考へるかというところですね。代表者が責任を取つてくれるという時に、それをどのように評価するか。実際その代表者がリスクを負担できるのならばよい、という考え方もあり得るかもしませんし、その辺を上手に整理したほうがいいと思います。例えば、私は東日本大震災の津波被災地で3年ほど勤務してきた経験があるので、被災地で、津波被災した土地を嵩上げして新しい宅地を作りました。一筆、一筆では成り立たなくて、周り全員が同意しないとできない。そこにについて、全ての権利者・相続人の同意が得られるのかどうかと、それをやついくと一ヵ所だけ六ぼこが空いたりして、それは成り立たないわけです。そこでどうしても実質的にいざ事業をやらなければいけない中で、どのように進められたかというと、相続人の代表者という人に署名してもらって、もし他の相続人からクレームがあつたら私が相続人の中で解決します、といった同意書を出していたみたいで事業を進めたという実態があります。復興事業を急がなければならぬという要請上、現実的に、それ以上の手間はかけられなかつたというところのなかなと思います。森林の管理のケースは、津波後の嵩上げと多少緊急度は違うかもしまれないので、中長期的な森林経営という中では、これだけたくさんある森林について、ひとつひとつここまで細かく所有者探索をやらなければならないのか、それは現実的であるのかを考慮しながら、可能な方法を模索して、チャンジしていくだいて。もしかして、これを問題とお考えになる方もいると思うのですが、そこをいかに、どううまく説明がしてあげられるのか、それを私たちは考えるべきだと思います。原理原則を無視してよいわけではないので、そこを踏みながらどう応援できるのか。そこを考えたいと思いました。正解が私の中にはないのでもう一度よく考えてみたいのですが、とりあえず感想として以上です。

私の説明で皆様に誤解をえてしまつており、ひとつだけ補足させていただきます。通常の林務行政の中では、代表相続という形を取らせていただ

いて、その場合はやむを得ず紛争等が起きたらその代表者の方に責任を持つでもらう形で、リスクを相手に与える形でやってきております。森林整備管理法では、共有者不明の手続をとることで、法的な裏付けで代表者にもリスクを負わせないことができるかなどという理解のもとで今回の手続に踏み込んだという説明をさせていただきましたが、すみません、誤解を招くような説明になつておりました。

中山課長補佐

ありがとうございました。原理原則を捉えながらも、実態に即して動かしていくといふ点で非常に後押しただくようなご意見も頂戴しました。若桜町さん、インフラ周辺の森林整備というのは町としての大きなか方針として取り組まれているというようなものなのでしょうか。

若桜町大石室長

はい、若桜町は、森林環境譲与税ができる関係で、新しい混点での取組ということです。若桜町は豪雪地域でして、昨年の12月末にも、例年より早く雪が降った時に、公道沿いへの倒木が多数発生し、孤立集落もできて、そのようなこともきっかけに市民の関心が高まりました。道路管理者、送配電事業者の方も立木の事前検索ということに興味を持っていたのであり、多数の問い合わせが来ている状況です。我々が取り組んだことに対して反響が起きているという状況でござります。町内の自治会からも自分たちが普段通る道が心配なので、どうにかならないかという相談も出ておりまして、今回は集積計画による市町村の事業として実施しているのですけれども、場所によっては通常の森林整備で対応できるような場所もありますので、そういう山林は森林整備事業を優先的に活用していくこととし、地元の森林組合と調整しながら、公道沿いの整備も進めているところです。

中山課長補佐

ありがとうございます。今回は、森林経営管理法の仕組みで行つたということですが、ご議論いただきたい事項のところの最後に書いております通り、こういった公道への悪影響防止のための森林整備という時に集積計画を策定する以外の選択肢として何か活用できる仕組みはないかということですが、この点につきまして品川委員、何かアイデアがございましたら、コメントございまですか。

品川委員

今のところちょっと外れて、遅れてコメントいたします。施策を進めたい側がこの理屈で進めたいということと、同意を求められなかつた所有権者が自分の権利主張をしていく時に、どういう理屈で行くかというのは、それぞれ別の問題です。我々法律家といふのは、同意を踏まないで進められてしまつた所有権者が一体どのような主張を展開していくのかということに常に敏感でなければならない。野村委員がおっしゃつたことは先ほどの私のコメントと、同じなのですが、行政を進めていく上で、例え

ば若桜町がおっしゃつたような林政では代表相続という考え方を持つところか、あるいは、資料上の「地元に残る相続人が事實上の所有者である」とか、法律家からすればまざい表記が散見されます。皆様のコメントの中にもあります。ここは皆様が思ついらっしゃる以上に理論的なバックアップが必要なところなのです。それを後から読む、読まないはどうかと見て、そのようなところを文書としては作つておくべきだらうというふうには考えます。いたんそういうことを考えてみて、それで現実がどのようなまついくか。どういうような論理立てをすれば権利侵害ではないと言えるか、受益だからと言えるか、どういうことを森林的な実態から説き起こして、文章を作つておく必要があると思いました。ガイドラインを読んだ人が、この理屈だったら自分たちがやろうとしていることも大体同じようなことだらうなど。そこで初めて安心できるようなことなのではないかなと思います。それから、紛争のリスクの件ですが、他の所有権の方に一筆書いてもらつて何かあつたらば自分たちの相続人の中で解決します、というふうに野村委員もやつたとおつしやるけれども、それはあくまで暫定的に緊急時だからするしかなかつたということです。原告は相手を選べるということは若桜町もよくよく認識してください。原告は若桜町を選べるわけですのでそこはよく踏まえていただきたいと思います。そういうことも含めて、どう進めいくかということを繊密に考えていく必要がある場面なので、ひとつそこのところだけよろしくお願ひします。

中山課長補佐
ありがとうございました。これから若桜町さんが進めていくためにも、かなりご示唆に富んだご発言思いますし、この検討委員会の中でこれからガイドラインや事例を取り上げていく中で整理すべき一つの重要なポイントを頂いたというふうに思ております。ありがとうございます。また、追加でどなたかコメントがございましたら、どなたかいらっしゃいますでしょうか。

植木委員長
他のところなのですが、判断が難しく、気になるところがひとつあるのですが。まず、現場において所有者探索というものは本当に大変だなと思っておりまして、これをどのようにうまくやついくのかなど。ある程度責任のある立場の方からするとならば、しっかりと裏付けと合理的な理由が必要なのだと考えさせられました。それはそれとして、4ページ目のところで、若桜町では、間伐をして収益が出たとしても所有者には還元せず、経費に充てるということを考えていらっしゃるようですが、この考え方について教えていただけますか。ここ数か月の話題としても、ウッドショックといわれており、スキヤヒキの丸太の価格が高騰しているという事態が起きています。これがずっと続くのかといふのもよく分からぬところですが、例えばこういったことが、将来にも起き、今の考え方で所有者

に還元しないとなつたとしても、材価が高くなつて、コストを上回る収入があつた時に、果たして所有者に還元しないといふ考えでよろしいでしょうか、所有者は納得してくれるのか、というようなことが気になりました。

若桜町大石室長
鳥取県がさらに嵩上げする補助事業などがあるのですが、そういう補助制度を活用した場合などが考えられると思います。そういう場合には、補助金により事業費がある程度圧縮でき、利益を所有者に還元するというケースも考えられるのだろうと思います。ただ、今回の箇所は、集積計画に基づいて、市町村の事業として実施しますので、補助金も使わず、事業費の全額を町が負担することになります。森林の状況からしましても、収益から事業費用を差し引くと所有者には還元できないというふうに判断しております。ただし、今後、集積計画を立てたところで、林業経営者に再委託し、儲けがでるというケースも出てくるかもしれません。そういう場合には、所有者への還元を含めた集債計画を作り、林業経営としてやつていくということとも検討していきたいと思います。

今回の事例では、基本的には町が単独でやる事業であり、そこには補助金等々がないということを前提でやるからということですね。ただし、今後はもし、補助金等により、ある程度の搬出費用が出来るのであれば所有者に還元していくといふ理解でよいということですね。はい、了解しました。

ただ、どうでしょうか。林野庁としても収益が上がった時に、その利益配分をどう判断すべきか、どう考えるべきかという点について、もしコメント等あつたらご発言いただきたいのですがどうでしょうかね。

植木委員長
中山課長補佐
はい、ありがとうございます。そういったところは、次の各論④とか、各論②にも関係してくるのかなと思います。いわゆる林業経営的にやるという議論に關係してくる部分だといふふうに思います。林業経営者に再委託して森林整備をするということになりましたら、所有者への還元をしていくことなのですが、事務的な話にはなりますけれども、そもそも全く所有者が分からぬ森林という場合ですと、収益が出た場合には供託をするというような仕組みになっています。共有者不明の場合も、基本的にその共有者の分は供託をしましようということで指導をするということがあります。

植木委員長
はい、ありがとうございます。

<資料3 ケーススタディ②京都府綾部市における取組状況>

中山課長補佐
続きまして、綾部市の事例に移りたいと思います。資料3であります。ま

づ私から資料に沿つて説明をして、その後、綾部市の伊賀原さんに補足をしていただけれどなと思います。まず1ページ目であります。「綾部市の概要」でございますが、約2万6千haの森林があり、そのほとんどが民有林という状況です。人工林は約1万2千haあります。そのうちの約6割、7千haが過去10年間に手入れが行われていないという状況あります。そういうところで、森林經營管理制度の取組を進めていくということです。長野地区をモデル地区として、取り組まれているということあります。長野地区を選んだ理由としましては、10年以上にわたって手入れがしていないが、境界明確化は行われているということモルケースとして取り組みやすいという点ですか、自治会へのアンケートで協力的な印象だったとか、集落や付道1号線に隣接しているということで、手入れの優先度が高いからということがあります。

次の2ページ目をご覧ください。「長野地区における取組状況」であります。下の写真を見ていただきますと、黄色は、令和元年度に経営権集計画を策定したところです。次に水色の部分は、令和3年4月に策定したとあります。これらを策定するにあたっては、土地家屋調査士に合意公団を作つてもらつたり、所在が分からぬ所有者の森林を市が住民票や戸籍謄本等を活用したりして、所有者の探し、合意形成を進めてきたというところであります。それでもなお、この赤い部分でありますか、所有者が分からず、残っているということで、今回この赤い部分について、特例措置の活用を検討されているということです。

次の3ページ目であります。「共有者不明森林への対応状況」ということで、ここは、集落で利用されてきた入会林が明治期に当時の家長ら25名で登記されたものの、いわゆる表題部所有者不明土地となつた2筆であるということが判明しているということです。一部の登記名義人については地番情報に欠けるということです。しかしながら、登記名義人25名のうち、4名はその後の相続人等を探すことが困難になつているという状況であります。入会権がわかるとも言えない、途中で集落を離れた者の相続人の探しも行なつたといふところであります。森林経営法の規定通り、公的情報から把握できる範囲については探察をし尽くしたという状況で、この特例制度の活用を検討されているということです。また、この集落の総意としても、早急な手入れを期待されているというような状況であります。

次の4ページ目であります。「市が行いたい経営管理の内容」ということであります。この周辺の集積計画においては、この5年間で切捨で間伐を1回するという計画にしております。こちらも若桜町と同様に、市が経費を

全額負担するということありますので、基本的にには利益の還元はないという内容であります。

最後5ページ目であります。この「検討委員会でご議論いただきたい事項」ということで、まず1点目であります。市としては、適切な深索を行ったと考えているのですが、どこまで深索をすれば十分とされるか不安がないわけではないということになります。推定される地番情報から住民票等の取得を試みるなど、より丁寧な対応を図ったと考えていますが、探索の仕方にについてご意見をいただきたい、というのが1点目です。2点目は、綾部市には集落が200以上あるといった状況であります。今回のケースのように、入会林を由来とするような共有者不明森林が多数あるのではないかという懸念があるということです。今回の地区16haについて、市が掛けた探索時間は約20週といふことで、他の集落でも同様に対応していのでは、手入れ不足の森林の解消に時間を要してしまうということで、探索の範囲の合理化として検討できる余地はないか、というのが2点目です。3点目でございます。今回のケースについて、事前に施業履歴を確認するなどして優先順位を付け、現地調査などを踏まえ、対応方針を検討したところであります。市が管理を優先したい理由が明確でありまして、特例制度を活用するに十分な背景事情があると考えられますけれども、これについてご意見はありますかといふ、この3点でござります。綾部市の伊賀原さん、補足でコメントがあれば伺いたいのですが、いかがでしょうか。

はい、綾部市の伊賀原です。この場所ですが、綾部市としても初めてのモデル地区ということで、所有者の深索を徹底的にやってみようということでお応じしております。ここで実際にどれくらいの手間が掛かるのかといふことを把握することが、これから業務の指標にもなっていくのかなど考えております。ただどうしても登記名義人の住所が古い字で止まつていて、名前しか分からないというハターンというものは、もうどうしようもないなというところであります。地番が分からなかったので、相続人を調べようと思つても調べられないのですね。他の地番の相続人の深索をしている際に戸籍を調べた結果、同姓同名の方を発見できたとしても同一人物と断定できないのです。そのような調べた人と登記名義人が同一人物かという、そういう判断をしていくとともに大事かと思うのですが、その判断に要する時間というのにも時間がかかり、業務を進めていく上で支障となってしまいます。私たちの目標としては、森林整備を進めることが目的になつきますので、そこに費やす時間といつのを、この探査というものを合理的にできなかなというのが悩んでいるところです。

これで適法だよと法律的に問題がない、何か紛争が起きても勝つよと我々が判断するレベルの証拠、あるいは証明力というのは、皆さんのが想定して

いらっしゃるよりもずっと高いし、正確さを要求するのです。それで、まず、5ページ目の最初の四角ですかけれども、小字までは分からぬ時にについて、住民票取得することも困難な共有者がいたということなのですか、それでも、住民票を取得した共有者もまたいたとおっしゃると、小字しかないのになぜそんな人が所有者だと思って住民票を取得されたかと、ここのみながらりから、まず我々は疑問に思うわけです。分かった人が真の所有者、あるいは相続人であるということは、本当にこれは立証できるのか、まずはそこからなのですね。それを考えると、この人が所有者であると早計するよりは、中途半端な資料で早く結論付けちゃうよりは、これは所有者不明土地としておくことで、共有者不明ではなく、所有者不明という形で手続きを進めることで、むしろ適法だったのではないかという印象をもちました。このような相談で、問題がなかつたですよということは具体的な資料を見ないと実は我々はお答えすることはできない、やつてはいけない、というふうに、弁護士とか弁護士職務基本規程で、そういうことになつています。本当にこれでよかつたのですよといふことは、具体的な資料を拝見して、これこれこういうふうにお調べになつて、それで小字しか分からぬけれどもこの人が所有者だと共有者だというふうに判断されたのですね、というふうにご説明いただかないと、今ここで回答はしかねるということがあります。

次の2番目の四角なのでありますが、市には集落が200以上あって、戸籍謄本の取扱数が785通、確認した相続人が184名ということですが、こういう数字を実際に出していただいたことは、大変重要なことで、これは非常に貴重なデータです。こんなことではやつていられないから、森林経営管理法の枠内ではちょっと対処できませんけれども、もう一つ新しい法改正でもらわないと、あるいは立法してもらわないと困るのですと、証拠に基づく政策決定ということです、ここから話が始まるところでではないかといふことは考えております。こなは野村先生にもご意見をうかがいたいところなのですですが、本当にありがとうございますと、このデータは今後本当に貴重なもので、綾部市だけではなく、他の自治体からも、もちろん出してもらわないと困るというふうに考えております。そういうことで2番目について、今はお応えできませんけれども、感謝申し上げるということです。3番目、今後どうしますか、1番目の四角について、実際にこういう資料でもつて判断したのですといふのをいただかないと、この3番にお答えするることは難しいかなと思います。ちょっと中途半端で申し訳ないのですが、これは私の今時点のコメントとさせさせていただきます。

お尋ねのあつた住民票の取得のところについては、25名の共有者のうち、完全に住所と名前が一致した共有者のみ取得をしております。小字までし

か分からぬ所には手を付けていないです。小字以降が分かった人だけは探索をやっています。

小字までの登記しかされていない登記名義人については取得ができるないことがあります。

そうしますと、今回の場合は25名の相続人の探索で、小字までしか分からない分については不明瞭として処理をし、それ以外の所有者については通常の探索をして、相続人の探索を行ったという状況でしょうか。

そうです。

分かりました。ありがとうございます。特に四角の2つ目についても、とても重要な数字だということで、ご意見をいただきましてありがとうございます。野村先生からもまたコメントをいただければと思いますが、いかがでしょうか。

品川先生がおっしゃった通りです。私は、同じことを違う方向から述べていて、でも品川先生と揃って立つところは一緒なのです。

森林経営管理法を含め、最近の法改正の中ではどういう考え方方が取られてるかと言うと、その場に起いて色々な人から話を聞いて、所有者を特定するという、そういうフィールドワークは基本しくていいよとというのが、基本的な考え方です。ただ、その登記情報から分かる人たちについては完璧に調査しないといふ考え方をとっているといううのが実情ではあります。そういう意味で言うと、現地に行けば、あそこは確かに登記上こうなつているけれども、昔これにいた、この何とかさんの様なのだとというような事実上のお話もある。例えば、小字しか分からなくとも、地元の人に聞けばこれはあの人に決まっているということは分かり得るわけなのですけれども、第一段階として言うと、そこは調査する必要がないということになつているということです。

では、そこを越えて、調べれば分かるから調べた方がいいのかどうか、というところについて、品川先生からコメントがあつたのだと思います。ただ、「分かる」と言つても、じゃあそれを本当に確定なのとか、後から説明できるのか言われると、難しいかもしれない。ですから、そこについては、逆に、完全一致しないというふうを理由にして、そこの部分は端折るということが、ひとつ考えられてもよかつたかも知れないということです。ただ、フィールドワークはしなくてよいというルールを始めつつあるわけですけれども、完全一致しないという理由で調査しなかつた時に、ちょっと調べればすぐに分かっただじゃないかという文句が出るのが、出ないのが、

というところもあって、そういうところも含めて、今後、事例を集積した方がよいと思います。いざれにせよ、いま申し上げた基本的考え方、フィールドワークではなくて机上の調査、登記、住民票や戸籍からの調査をもつて足りるとしているのが基本方針であることは間違いません。

第2点に品川先生がおっしゃったことには100%賛成です。本当に大変なご作業だったと思うのですけれども、この数字とか所要時間、そういうものを見える形にしないと実情が理解されないので機関部の皆さんのが費やした時間は無駄ではなくて、現にこれだけ時間を掛けているのだということを世の中に明らかにしていく、それはそうだよな、自治体内の森林について一個一個やりようがないし、林業担当部署に何人職員がいればよいのか、という話になるわけです。ですから、これは本当に活かさせていただきたいデータであると思います。ひとつの自治体で何件も取り組むのは大変なので、それこそ林業をやっている全ての自治体で1件ずつでも、こういうケースに取り組んでいただいて数字が集まつたら、すごい力になると思います。

また、表題部所有者不明土地の件も、聞くところによると公共工事のための案件で手いっぱいです、ましてや民間の方が個人的な關係で申し立てても、まったく受け付けてもらえないというような、なかなか必要な八全員が利用できる状況にないという話は伺つていままでの、同じ自治体でも林業の方に活用するにはまだ手が届きにくくといふようなことが伺えてよかったです。ありがとうございました。以上です。

中山課長補佐
綾部市伊賀原主任

また、表題部所有者不明土地の件も、聞くところによると公共工事のための案件で手いっぱいです、ましてや民間の方が個人的な關係で申し立てても、まったく受け付けてもらえないという法律ですとか、法改正のトレンドをご説明いただきました。伊賀原さん、今の元々戦没者遺族の接護事務をしてお聞きになって勇気づけられた部分ですか、こういうふうにしてみようかななど、そういう感想なりコメントがあればお願いします。

ありがとうございます。これまで探察できなかたかというお話をいたいたのですが、徹底的にやっています。具体的には、縦柄で言うと、嫡子の養子の長女の長女、遠いところで言うと、最近の法律ですとか、法改正のトレンドをお聞きになって勇気づけられた部分ですか、こういうふうにしてみようかななど、そういう感想なりコメントがあればお願いします。

また、こういったデータが提供できればと思っております。

特に2つの四角い部分、これから森林経営のあり方にについても一石投じていただいたと思います。その他にご質問や不明な点などございましたら、お願いします。

権利をしいるなかで、森林経営管理法の関係権利者全員の同意を得ること」としている点について、何を持つて関係権利者全員の同意とするのかと、いう点について解説を問われる時があります。今回のケースでいきますと、今どと、集落で持つている森林について、集落を離れている方達は外して、今までそれを集落の山だとする実態上の問題と、登記の不一致、ということがあるのではないかと思います。他のところでは、財産区という選択肢を採った方が、どうもございますと、今回の綾部市の例でいきますと、たまたま當時の登記の仕方が、当時の家長たちの25名の名前を並べただけで、そのまま當時の登記の仕方が、当時の家長たちの25名の名前を並べただけで、そのどちらではないかと思います。他のところでは、財産区という選択肢を採った方が、どうもございますと、認可地縁団体というような法人格を取得して登記をするのが、最も多くあります。そのようなものと、登記の仕方が違うたけで事実上は地元の山だと。それを25人が等しく共有持分を持つ山と見なさないといけないのかと。綾部市はこれから探索を見つけた全員から同意を出し、都会に出て行ってしまった方達まで含めて権利者として対応していくが、これがからの参考になりますところもあるからと思いました。集落の合意形成ということをどこまで突き詰めていくのかという点について補足的にご意見をいただけます

今、お話をあつたなかで、この土地については認可地縁団体の特例をもつて処理する手段があつた可能性はあるように思いました。それには、地縁団体が再度作れる、あるいは現存していることなどが前提になるので、条件が合わず、個別に所有者を探査する方法を取らなければいけなかつた可能是も、当然大いにあり得ると思います。

た方達の同意を求めるし、同意しない方がいれば、法律に基づいて対処していくことになると思います。網羅的に調査するという方針に従って、この先の合意形成の部分もやつていかざるを得ないと思います。あとは、どれだけの日数をかけて、所有者にどこまで会いに行って、「これだけ大変だった」というところを録音録画いただき、問い合わせていただきたいと思います。この制度にちゃんと組んだらここまで大変だつたけれども、我々頑張りましたと。ただ、本当にこの頑張りが必要なのか、あるいはもう少し良い制度がないのか、という問い合わせを是非していただきたいと思います。取り組まれる方のご苦労を分かっているのですけれども、無視したような話で恐縮ですけれども、実際のところは184名の方にあたっていました。大きくしかないので、今後、経過などをご報告いただければと思いました。

先ほどの室木係長のご発言で、集落にいられない方は外して考えてはだめかと。所からかご意見がありましたが、やはりその考え方を探ることはできません。所の議論の方向性が、法的には工夫し得るところがあるので、委員会の議論の枠組みからは少し外れますが、その辺りで少し情報を整理する余地があるのではないかと思います。共有権の対象物をどのように処理していくか、という点に関しては、言葉としては「存知か」と思いますがけれども、処分・変更・管理・保存、というようなことがありますとして、実際の森林经营の内規に「こういう施業は処分である」、「こういう施業は管理である」、「こういう施業は保存である」というところの具体的な解釈については、今度は森林經營の専門の先生方と議論しながら落としこみをしていく部分かと思います。「管理」に関しては管理者がやっていますよと。そういう方向でがいては、この委員会で対応する内容からはずれてしまふ、というよりも時間的に少しあみ出してしまうのかもしれません、林野庁の方には少し具体的に考えていただきたいと思います。それから、綾部市が取つていただいた、戸籍謄本を探索したら785通でしたというようなデータについては、例えば、探索しなくても共有者100名でばっちり登記されているところもあるわけで、ではその共有林のうちの一人の同意があればいいのかどうか。そもそも100人全員がばっちり登記されているからと言つて、全員に対しても通知する必要があるのか。じゃあ200人ならどうか。300人ならどうか。そういう問題が出てきてしまう訳です。線引きをして制度設計し直すことを考えなければいけれども、いまある数字では、線引きの議論に携えられず、提案らでない状態だと思います。その辺りのことでも将来的

中山課長補佐

室木係長

昌平縣志

ありがとうございました。市町村からよく聞くのは、森林経営管理法では全員の同意を得るとこうがすごく大変だということです。やろうとしている行為は、民法で言えばまさに管理行為だということで、持分の半分が見つかった段階で、そこをみんなの合意として集積計画を作れるといよいね、というような話もあります。この点は、森林経営管理法をどうするかというところの話かと思いますので、今この場で結論が出るものではないということは分かっていますが、いくつかの市町村の事例を聞く中で、やはりそういったところに課題意識があることは分かっています。それも一つの成果かと思つてゐるところです。今のお話を聞いてみると、所有者が見つかるかもしれないが特例に取り組んでみるというリスクを取るより、見つけるだけ見つけて、等しくアプローチしていくことが良いと。その上で、意向調査票に返信をしてくれない、あるいは全然相手にもしてくれない、という所有者の意志を確認し、その方たちを除いていたら地元の方達だけの結果になってしまった。そうであれば、その方たちだけで進めてしまっても問題ないと。やはり、手続は順番に踏んでいくことが重要かと思つております。その点、後ほど時間があれば、資料1の各論③のことと、「法16条の確知所有者不同意森林についてどのように考えるか」というところにも書かせていただきました。この辺りについて、追つてお話をさせていただければと思います。ご意見をいただきましてありがとうございます。

野村委員 いました。

片山専務は森林組合で、いろいろと探索等を取り組まれているかと想いますが、そういうお立場から、何かコメントをいただければと思いますが、もし何かありましたらお願いします。

両市町のご担当のご努力、すごく取り組まれていると感じました。かがが森林組合で関わっている市町村の方向性としましては、どちらかといふと若桜町に近いのかなという印象があります。例えば、固定資産税を払つて、実権者のような方の同意をいたしました上で実施して、できるだけ森林整備ができるような方向性を持って行きたいといふようなことを皆さん考えています。そして、白山市などでも配分計画の段階まで進んでいる状況かと思います。綾部市さんのように、ここまでできつちり調べることはなかなかできないのかなという印象を受けました。

<資料1 各論③>

ありがとうございました。今までのところで、ケーススタディの関係については終わりにさせていただきました。各論③の右半分の部分ですが、「反対者があり、又は意思表示なし」というような場合にどうするか、ということも

改めて整理をしておりまして、「明確に反対する者がいる場合」というところです。災害が起くるなど緊急性がない場合、反対者がいる場合には対応の優先順位を下げる、あるいは対応しないということもあり得るだろうと。あるいは、意思表示をしない・共有者や協力しない共有者がいる場合には法16条による確知所有者不同意森林の特例も検討してよいのではないかとか。例えばばとすることで、市町村が所有者を探索して相続人多數となった場合や、共有者不明森林の特例も使おうとする場合に、前向きに活用を考えてはどうかということも少しご提案をしております。これまで、法16条の特例はあまり使うものではないだろうと考えております。例えばこういった時に活用していくことが一つあるのではないかということで記載をしております。さらに右側、「周囲も不明」の場合、隣接地所有者が不明の時にはやはり優先順位を下げることもあります。その場合でも、周囲一帯で経営管理権を設定して管理をしていくこともあり得るのではないかという点については具体事例に基づいて議論をしていただきたいと思っております。また、境界の確認や、金銭の算定についても具体事例に沿つて検討していただきたいといふところで、現時点では整理しているところです。各論③については、ケーススタディを重ねつつ進めいく方向でお示しいたします。各論③に関してコメントがござましたら、お願いします。

さきほど品川先生がおっしゃったようなことなのでそれとも、結局のところ「森林経営管理法」は、全員の同意といつたところを書いていて、それは要すれば「処分行為」、民法でいえば「処分」にあたるような行為であるということが出発点になっているように見えます。しかし、「森林経営管理法」という名前でもあるわけで、そこを「管理行為である」と、つまりは「過半数の同意があればできる行為である」と考えられるなら、ただしこれは今の法律のままであれば出来ないと思いませんけれど、これは立法論ということになりますけれど、管理の範囲内でこの森林経営管理法が適用できるというような構造にしていくことが、もしかしたら望ましい方向性かもしれません。ただ、そう出来るためには、権限を少し弱めることによつて管理行為とするとか、あるいは森林経営管理法の適用対象のなかでも、処分に当たる行為と管理に当たる行為を分けるような、そういう整理をなんらかすることによって、持分の過半数を保有する所有者が判断すれば、そこで相続調査を打ち切ることが出来るというような方向性も出てき得るかと思うのです。これは現行の法律の枠内で出来る話というよりは、そういうような整理を進めていく、提言なりあるいは実情からそういう提案が出来ていいらしいのかなど。品川先生がおっしゃりたいことは、そういうことだと思いますが、改めて触発されてお話をさせさせていただきました。

ちょっと2点、巴拉バラのことを申し上げます。言い忘れていたといふことです。所有者不明の場合は、利益が出した場合に併託するといふ法律になつてゐるということなのですけれども、共有者不明の場合には、併託というシステムに法律上なつておらず、「相続人間でうまいことやつてください」ということを期待するような法律の構成になつていて、そこはちょっと問題があるかな、と從前から思つておりました。この法律自身、森林經營やつても、もう利益が出ないといふ、経験に基づいた、ある意味、思い込みの上につくられている法律で、しかし世の中なにがあるか分からぬ、まして昨今の2カ月、3カ月の木材価格の高騰が万が一競りたとしたら、切捨間伐が合理的な経営方法かといえるかというと、そうでないといふときには、意見を聞かなかつた共有者がらぬにを言われるかわからぬ。共有者不明の場合には、併託しなくともよいという構成になつてゐる。これはちょっとなかなかまちがないうふうな感じをずっと思つておりましたがのが1点。それから、確知所有者不同意の条文については、5年経てば、不同意した所有者がひっくり返せるという条文の構成になつております、ここも法律として使いづらいところになつてゐるといふことを改めて思い出しました。この2点、今の時点でコメントさせていただきます。

中山課長補佐

ご示唆いただきましてありがとうございます。各論③につきましては、引き続き事例を取り上げさせていただきまして、各論③に書かれている内容も含めて継続的に検討していきたいと思います。今日はここで各論③は一旦閉めたいと思います。

<資料1 各論④>

中山課長補佐

最後に各論④の部分でございます。8ページ目でございます。前回、少しご議論させていただき、その部分は反映させていただいております。森林の物的状況から経営管理の方向性の判断材料を整理するものです。まず、上段の黄色の枠囲みですが、搬出間伐については、これを実施することも可能としつつも、管理の性質や経済的な観点でここまで許容できるのかとすること論点として掲げております。2点目は、列状間伐です。これも取り得る選択肢としつつも、施業体系上無理のない範囲としようというご意見を前回いたしており、溶け込ませています。また、対象森林の考え方と同じように、存続期間についても、通常の場合と特例の場合で手段の差異は設けないようになります。

次に下で4つに区分しております、緑色の枠囲みです。一番左の搬出間伐ですけれど、林業經營者に再委託し、伐採木から費用を捻出することも可能なことを前提とする、また、形質の悪い木を伐つただけでは間伐の効果が不十分であれば、価値のある木も伐採することも可能とするという

こととしておりますが、ある種、公益的機能を優先する場合、こういうこともあり得るということになります。ところが、経費負担を下げるために、積極的に価値のある木を伐ることは可能かといふことはあります。まだ、経済性を優先できるか、ということが論点になると思います。また、地形とか立地等を考慮し、作業上困難な場合を除き、搬出間伐を選択することを積極的に考えることとしてはどうかという点であります。また最後、無理に搬出すると経費が掛かり増しになるときは、伐倒木の片付けを実施し、伐倒木を残すことのリスクを下げるということでどうか、という話であります。以上が搬出間伐に係る論点です。その右側は、定性間伐か列状間伐かという話です。基本的には定性間伐を選択することが合理的であろうと、この上で、列状間伐、特に幼齢林ですとかそういうことを前提とした初回間伐においては、伐採方法の簡素化も合理的と言えるケースも多々あると思われるので、この場合は、例外的に列状間伐が否定されるケースを整理していくことで、Q&A形式を想定しているのですが、例として、急傾斜地、地すべり地とか、ここで示したような例があるだろうということで前回ご意見をいたいたところであります。ただ、搬出間伐、定性・列状間伐、さらには路線の作設等の具体的な内容については、本検討委員会で体系的に整理するということではなく、代表的な例示をするというところでどどめいきたいと思います。また、3番目の存続期間についても、特に2つ目になりますけれど、通常の場合と同じにするとは言ひながらも、長期間の設定も必要に応じて前向きに検討するということ、また必要な経営管理を実施しようということありますので、逆に、特例措置だからといって間伐の施業回数を減らすとかいったことはしないだろうということです。最後は伐採の上限量ということで、一番右に書いております。伐採量、どれだけ量を伐るかということです。これには先ほどの処分行為か管理行為かといふ意見と関係しますが、管理行為として行うものとして間伐を行う場合、資産価値は維持される範囲に留めるべきかということ、あるいは、変更行為とも捉えかねいけれども、場合によつては資産価値の低下を招くようなことも許容されるのか、許容される場合は具体的に何が想定されるか、といったことも論議していきたいということを整理したものであります。以上が各論④の部分であります。これについて、前回ご意見をいたしておりますが、植木先生何かコメントいただければと思いますが、いかがでしょうか。

植木委員長

まず間伐の目的が何かといふことを大前提に考えたほうがよいと思います。間伐そのものは、間伐することによって残された森林が健全化するんだといふことが最大の目的であつて、そこから利益を得るのは付随的なものであります。要するに森林の健全化を第一に押さえておかなければならぬ事になります。そうすると搬出間伐で悪い木を伐つただけで効果が出

ないのであれば、それは目的が達成できないわけですから、効果がある木も伐った上で、健全化を進めるということはあるだろうと思います。ただ、次の経費負担を下げるために、積極的に価値のある木を伐ることとは可能か、という問題ですが、どこで経費を下げるかということです。あえて、良い木を伐って経費を浮かせるということは、要するに利益を上げるということになる。そうではなくて、むしろ路網の拡充とか、機械化を進めるとか、あるいは効率性を高める方法を採用することで経費をできるだけ下げた上で、それでも無理があるならば、ある程度、良質木材を伐らざるを得ないとすることになる。それによって間伐の効果が出ることが前提となります。先ほども言ったように、経済的な問題というのは二の次なのです。ですから、そこのところは重々気を付ける必要があるだろうなという気がします。

それから、存続期間については、基本的には森林整備が行われ、公益的な機能を高める間伐に必要な期間ということになりますから、その期間が前提になるだろうと思います。あるいは、主伐の時期をいつにするか、伐期の設定というのをある程度、明確にしておく必要があるだろうと思います。それから伐採の上限量については、間伐の考え方において、上限というのは普通ないです。要するにどうやって健全化するかということですが、伐採量によっては強度の間伐もあり得るのですが、强度で間伐するとむしろ森林そのものの災害に対する抵抗性の問題など、さまざま危険性もあるので考えますから、やはり伐採の上限は2割とか3割とか、せいぜい4割いかないか位の話になると思います。上限についてはそれぞれ林分によって全然違ってくるわけで、こことこころはある意味、健全性が担保されるかどうかにによって上限は決めるべきだと思います。これを読んで気が付いた点はどうぞそんなところです。

特に気になるところは私としてはなかなかつたですけれども、ただ2番目のところの定性・列状間伐のところに色々な例が出ていますけれど、こういうところでは列状間伐ではなくて定性間伐が良いということだとと思うのですけれど、こういう災害が起こりそうな、地すべり地、崩壊地、こういうところでも人工林があるという話が前提だと思いますけれど、こういうところの災害を軽減させるためであれば、管理の方向として人工林を用いて、最終的に木材を収穫するということではなく、人工林から他の林種に転換して、より自然性の高い森林にするというやり方もあるかと思いました。

特に付け加えなくてよいという気は少ししています。

片山委員いかがでしよう。特に搬出間伐の部分ですか。形質の悪い木だけを伐るか、その効果、健全性を保つために価値のある木も伐るという観点ですか、実際にやられているなかで、何かコメント等があればと思い

ます、いかがでしょうか。

基本的には植木委員長が言われたように、間伐の目的というものを考えて残った森林を、という話であるので、基本的には定性間伐でまず悪い木から伐っていくと。それで間伐する効果が發揮されなければ、もう少し伐るという感じがします。あと、先ほどから法律の話で管理行為、処分行為の話がでていますが、管理行為として行う間伐ということで経済的なお金が生じない、一方、経済行為として行うのが搬出間伐ということで、処分行為。その辺りで仕切ることによって、所有者の同意をどこまでとるのかというところとリンクしていくのかなど感じました。

ありがとうございます。今の管理行為、処分行為という話で、先ほど論点③とリンクする、どういう経営管理をするかといふところの話があると想います。品川先生、今の論点についてなにかコメントがあればと思うんですけどよろしいでしょうか。

片山専務がおっしゃったことは、まさにその通りで、実施していく施業の実際の中身が管理行為であるか、処分行為に今まで掛ってしまうかによって、同意の重みといふことは明らかに変わっていくと。これが法律的なアプローチです。では、何をどこまでやれば処分行行為になってしまうか、どこまでであれば保存行為か、あるいは管理行為か、変更行為かというところは、これは実際にはなかなか難しいことが言えようかと思います。ひとつつの施業行為でも「この状況であればこうだね」という背景事情というのがあるかと思いますので、そこの議論はこれまで離ばくになってしまっているということは、これまで危機感を覚えています。論点としては非常に重要なところです。

ありがとうございます。野村先生からはなにかコメント等いかがでしょうか。

今のお話について特に付け加える点はございません。

ありがとうございます。各論①につきましては、今いただきましたご意見を反映、修正していきたいと思います。というわけで、本日の議事は皆様のご協力をいただき、概ね終わったというところでございます。本日は臨時出席ということで、若狭町の大石室長、綾部市の伊賀原主任、どうもありがとうございました。この機会に本日出席の委員の方々に何か伝えたいことやコメントなどございましたらお願いします。

本日は貴重なご意見ありがとうございました。ご意見を踏まながら、こ

片山委員

中山課長補佐

品川委員

中山課長補佐

野村委員

若狭町大石室長

特に気になるところは私としてはなかなかつたですけれども、ただ2番目のところの定性・列状間伐のところに色々な例が出ていますけれど、こういうところでは列状間伐ではなくて定性間伐が良いということだとと思うのですけれど、この災害が起こりそうな、地すべり地、崩壊地、こういうところでも人工林があるという話が前提だと思いますけれど、これらの災害を軽減させるためであれば、管理の方向として人工林を用いて、最終的に木材を収穫するということではなく、人工林から他の林種に転換して、より自然性の高い森林にするというやり方もあるかと思いました。

阿部委員

片山委員いかがでしよう。特に搬出間伐の部分ですか。形質の悪い木だけを伐るか、その効果、健全性を保つために価値のある木も伐るという観点ですか、実際にやられているなかで、何かコメント等があればと思

これからの方針を考えていきたいと思います。これから公道沿いの森林整備に実際に取り組んでいくのですけれども、道路沿いの樹木は、すごく枝を張っていて成長が旺盛なのですけれども、道路沿いの木を一本伐ると、とたんにモヤシ状の森林が広がるという状況になる。そうなってくると森林整備をすることで逆に倒木リスクが高まることが考えられます。あと若桜町ではシカの食害がとても大きくて、間伐してもなかなか下層植生が入ってこないということもあります。全体的に整備の手遅れの森林というのが増えてきて、樹冠率が30%くらいの山も多い。従来の経済林のような考え方で間伐をするだけでは、必ずしも健全化につながらないかという不安を抱えています。今回のモデル地区の取組も鳥取県の林業試験場の方に色々協力いただきながら、森林整備のあり方がどういうものがいいのかを検討していくことにしておりります。これからまだ勉強していくなくてはいけないことが多いのですが、そうしたなかで良い取組につなげていけたらと思っておりますので、まだ皆様のご意見等いただけたらとありがたいと思っております。本日はありがとうございました。

今日は貴重な機会をありがとうございます。本音を申しますと、若桜町で進められている方法で進めていきたいなどということです。同じような形で進めるということも議論はあつたのですが、やはり法律というものは守らなくてはならないかなという中で、今のやり方どなっています。ただ住民からは、「いつになら森林整備をしてくれるか」という声もかなりあがってきます。そういういたしレシエンマの中で現場は職つているという状態です。なるべく目標の到達点である森林整備にスマーズにいけるような制度になればと思っております。我々も制度を使う側として、今後も相談させていただきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

ありがとうございます。それでは最後に植木委員長お言葉をいただければと思います。

やはり初めての議論であつたり、様々に所有者がいるということを考えれば、新たに森林經營方法ができたことによって森林整備の考え方がだんだん整理されつあると理解しています。ただ、議論は始まつばかりですから、さらに深めについて、どういう場合に合理的なのかあるいは優先的な今後まだまだ議論しなくてはいけないのかと思っています。我々としても現場を見ながら、ということで、11月には現地検討会も予定していますので、是非、実際に山を見て、地元の市町村の皆様のご苦労を感じ取りながら、より分かりやすい方針をつくっていきたいと思います。若桜町、綾部市の皆様も今後ともどうぞよろしくお願いいたします。どうも皆様ありがとうございます。

中山課長補佐

どうもありがとうございます。それでは次回でございますが、8月18日ということで予定しております。さらに令おりました現地につきましては11月7日～8日ということで予定しておりますので、今年度も皆様よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

綾部市伊賀原主任

どうもありがとうございます。さらに令おりました現地につきましては11月7日～8日ということで予定しておりますので、今年度も皆様よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。

中山課長補佐

植木委員長

